

日本平和学会 2019年度 秋季研究集会



(新潟県立大学 facebook より)

2019年11月2日(土)～3日(日)
開催校 新潟県立大学

目 次

大会プログラム	1
11月2日(土)	
9:10-11:40	
自由論題部会1(パッケージ企画) 『『平和と音』をめぐる理論・思想・実践』	8
10:00-11:40	
自由論題部会2(単独)	10
10:00-11:40	
自由論題部会3(単独)	16
15:20-17:50	
部会1(企画委員会・「植民地主義と平和」分科会企画) 「脱植民地化と自己決定(民族自決)の今日的課題——ニューカレドニア(カナキ)の住民投票と西サハラの新和平対話を分析する」(Contemporary challenges for decolonization and self-determination: Analyzing the referendum in New Caledonia (Kanaky) and new peace talks on Western Sahara)	21
11月3日(日)	
9:10-11:40	
部会2(開催校企画) 「環境と平和——エネルギーへの欲望が創り出す新潟」	25
9:10-11:40	
自由論題部会4(単独)	35
14:20-16:50	
部会3(企画委員会企画) 「惑星限界の平和学——非ヒトとの共生のために」	42
分科会(11月2日)	49
分科会(11月3日)	60
新潟県立大学までのアクセス	76
新潟県立大学マップ(簡易版)	77

日本平和学会 2019 年度 秋季研究集会プログラム
2019 年 11 月 2 日（土）・3 日（日） 会場：新潟県立大学

集会テーマ 憎しみではなく、怒りをもって

<開催趣旨>

震災後 8 年を経て福島で開催された 2019 年度春季研究大会では、わたしたちの暮らす社会の来歴と現在地に照明が当てられ、人間の尊厳と平和のための闘いの諸相が浮き彫りとなった。新潟で開催される秋季研究集会では、福島での討議を受けて、さらに別の角度から、平和を破壊し脅かすものの正体について、グローバルかつローカルな視点で探究を進めたい。そして平和のための闘いを支える理路と倫理を確認したい。わたしたちは、憎しみではなく、怒りをもって闘わなければならないし、闘いのなかで排除ではなく連帯をこそ行動原理としなければならないだろう。そのことの意義と困難を研究集会全体を通して参加者のみなさんとともに考えたい。

秋季研究集会の具体的内容については、第一に自由論題部会の充実が挙げられる。パッケージ企画が 1 つ、個別報告が 3 つ、全部で 4 つの自由論題部会、総計で 10 報告、論題もアートと平和、原発、宗教と政治、歴史と記憶、ヘイト・スピーチ、権威主義、内戦、国際刑事裁判と多彩である。会員の意欲的報告にその場を提供できることは開催校として光栄である。加えてニューカレドニアと西サハラを対象とした企画委員会・分科会のコラボ企画「脱植民地化」部会があり、集会の掉尾には、開催校企画「エネルギーへの欲望が創り出す新潟」に連動し、人間の時代の終焉と惑星規模での未来を展望する意欲的な企画委員会部会「惑星限界の平和学」がある。もちろん 2 日目午後の平和と民主主義をめぐるワークショップも忘れてはならないだろう。研究集会初日午後にはドキュメンタリー映画上映（『女を修理する男』——2018 年ノーベル平和賞受賞者デニ・ムクウェゲ医師の行動の軌跡を描く）があり、開催校企画でも新潟関連のショートムービーの上映が予定されている。さらに 10 月に山形市で開催されるドキュメンタリー映画祭関連企画や、新潟水俣病や「拉致」関連のセッションも分科会の協力を得ながら開催する。

2 日間、新潟市内で過ごしたあとは、休日の月曜日、秋空の下、阿賀や佐渡、あるいは柏崎・刈羽で一人あるいは仲間と連れだってフィールドワークに出かけるのもお勧めである。もちろん実りの秋、新潟の酒と食材で懇親会も盛りあげたいので、会員各位のご参加を心よりお待ち申しあげるのである。

日本平和学会第 23 期会長・開催校理事 黒田俊郎

11 月 2 日（土）

9:10-11:40

自由論題部会 1（パッケージ企画）

「平和と音」をめぐる理論・思想・実践

本部会は、本年 6 月に刊行された『平和研究』第 51 号、「特集 平和と音」の執筆者、編者による、ワークショップと報告を組み合わせたセッションである。

「平和と音」特集号は、2016 年 10 月の秋季研究大会において開催した部会「芸術文化と平和 クンストとしての音楽の可能性」での成果をもとに、「音楽」から「音」へと扱う視点を拡大した上で、広く執筆者を募集した。

その結果、2016 年の部会での EDM (Electronic Dance Music) に関する報告を新たなフィールドワークとその後の展開をもとに更に発展させそのスローガンである PLUR (Peace, Love, Unity, Respect) の理念をカントの平和思想に関連付けた論考、ジェフスキー、カードュー、高橋悠治、野村誠といった現代音楽における実践活動とそこから見出しうるあるべき社会関係のモデルについて検討した論考、2016 年

部会の直後にノーベル文学賞を受賞したことで改めて世界的な注目を集めたボブ・ディランのパフォーミング・アーティストとしての本質に関する論考を収録し、2012年6月の春季研究大会における「平和の音創り」ワークショップの意義について論じた「巻頭言」とともに刊行にいたった。

そこで本部会では、「平和と音」について、上述の多様な分野における理論・思想・実践を特集した同号の刊行に合わせて、その到達点と課題を検討し、今後の研究の可能性や展望を切り拓きたい。この目的を効果的に達成するために、音をめぐる数々のワークショップを主催してきた「巻頭言」執筆者である佐藤をファシリテーターとするワークショップと研究報告・討論・質疑応答を有機的に組み合わせることで、本部会を、単なる報告と討論のみにとどまらない、これまでにないインタラクティブな、知性と感性を相互に触発する場となるように構成するものである。

「平和を創る音」ワークショップ：佐藤壮広（立教大学）

報告：田中公一朗（上智大学）「PLUR カントの『思想』とEDM」

報告：長谷川貴陽史（首都大学東京）「平和と音 現代音楽からの若干の示唆」

報告：芝崎厚士（駒澤大学）

『ボブ・ディランという音』と平和学 ポール・ウィリアムズのディラン論を中心に」

討論：酒井啓子（千葉大学）

討論：五野井郁夫（高千穂大学）

10:00-11:40

自由論題部会 2（単独）

報告：小野一（工学院大学）「ドイツにおける放射性廃棄物最終処分場問題——「取り出し可能性」論議についての検討を中心に——」

報告：大久保正太郎（神戸大学大学院）“Governing through Faith? A Foucauldian Critique of the Post-Secular World Politics”

討論：佐藤温子（香川大学）

討論：和田賢治（武蔵野学院大学）

司会：佐藤史郎（東京農業大学）

10:00-11:40

自由論題部会 3（単独）

報告：朴仁哲（特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所）「東アジアの記憶の場の探求——朝鮮人「満洲」移民研究のフィールドからの問いかけ——」

報告：前田朗（東京造形大学）

「ヘイト・スピーチ法研究の今後の課題——地方自治体における取り組みの現状」

討論：内海愛子（大阪経済法科大学）

討論：池田賢太（弁護士）

司会：（討論も兼ねる）：権香淑（上智大学）

11:40-12:10 昼休み

12:10-14:10 分科会

14:20-15:10 総会

15:20-17:50

部会1（企画委員会・「植民地主義と平和」分科会企画）

脱植民地化と自己決定（民族自決）の今日的課題——ニューカレドニア（カナキ）の住民投票と西サハラの新和平対話を分析する（Contemporary challenges for decolonization and self-determination: Analyzing the referendum in New Caledonia (Kanak) and new peace talks on Western Sahara）

『平和研究』第47号で論じられているように、平和学に関わる多くの問題に植民地主義の視点を導入することはきわめて重要である。たとえば、現在世界的にあらためて台頭している人種主義も植民地支配の歴史および植民地主義と切り離して考えることはできない。植民地支配責任論も今後さらなる深化が求められる。

同時に、植民地主義がけっして過去のものではなく、第二次大戦後、植民地が巧妙に隠され見えなくされてきたことを強調しなければならない。日本社会においては、琉球やアイヌの経験はまさに植民地支配であるが、その認識は広く共有されてはいない。

2020年は国連による3回目となった「植民地主義廃絶のための国際的10年」の最終年にあたり、この秋あたりからそれに向けて脱植民地化の達成状況の総括がはじまる。本部会は今日国際的注目を集める2つの非自治地域を例として取り上げ、その自己決定（民族自決）に向けた動向の検証を通じて、21世紀に持ち越された植民地主義廃絶の「遅延」の要因を分析する。

ニューカレドニアでは3回おこなわれる予定の住民投票の1回目が2018年11月におこなわれた。結果は人口の39%を占める先住民族のカナク人主体の独立派が43.6%の票しか獲得できず、独立は拒否された。ただ、独立支持票は予想を上回っており、先鋭な対立が明らかになった。入植や移住が進み、先住民族がマイノリティとなった国の自己決定が直面する難しさを浮き彫りにしたかたちだ。

西サハラは住民投票をおこなうことが1991年の安保理決議で決定し、以来国連の停戦監視・住民投票ミッションが現地に展開している。しかし、モロッコは当地を自国の領土と主張し、国連決議を無視し続け、そうした非協力的なモロッコをフランスが擁護する構図となって事態は膠着している。現地では独立派に対する弾圧が続いている。新国連事務総長のイニシアティブで新たな和平交渉がはじまり、動かない情勢に苛立つトランプ政権の圧力もあって事態は動きはじめたが、交渉の行方はまだ見えない。

本部会では現地情勢及び民族運動の現状に加え、自己決定を阻む国際関係を論じる。ニューカレドニアはニッケル、西サハラは燐鉱石及び水産資源といずれも資源が豊富であり、そこに先進国の利害がからむ。また、太平洋においては中国の進出を阻みたい、北アフリカでは対テロ戦争・移民対策でモロッコと良好な関係を維持したいという欧米諸国の思惑も見え隠れする。こうした国際関係を背景に国連は脱植民地化をどのように前進させることができるのか。そのために市民は何ができるのか。分析と問題提起をおこないたい。

報告：Jacob Mundy（米コルゲート大学） “The global political economy of conflict intractability: Western Sahara and Middle Eastern (in) security”

報告：勝俣誠（明治学院大学名誉教授）「21世紀の「インド・太平洋」の独立と平和——ニューカレドニアの2018年の住民投票の考察から」

討論：高林敏之（西サハラ問題研究室）

討論：松野明久（大阪大学）

司会：藤岡美恵子（法政大学）

15:20-17:50

ドキュメンタリー映画『女を修理する男』上映会

1996年にコンゴ民主共和国東部での紛争が勃発してから20年以上が経つ。現地では、第二次世界大戦以降、世界最大の犠牲者数となる600万人以上が命を落とし、「世界レイプの中心地」とも呼ばれたほど性暴力が横行している。長期化する紛争の要因の一つに紛争鉱物の搾取が挙げられるが、それと性暴力とグローバル経済が密接な関係性にあることはほとんど知られていない。

2018年ノーベル平和賞受賞者のデニ・ムクウェゲ医師は、暗殺未遂にあいながらも、これまで5万人以上の性暴力の生存者を医療、心理的、そして司法的な手段を通して、献身的に治療してきた。

紛争鉱物、グローバル経済と組織的な性暴力の関係にはじめて焦点を当てたドキュメンタリー映画『女を修理する男』の上映後、コンゴの鉱物資源の研究に従事してきた華井会員がコンゴの紛争と日本との関係性について映画解説する。

司会：米川正子（筑波学院大学）

解説：華井和代（東京大学）

18:00-20:00 懇親会

11月3日（日）

9:10-11:40

部会2（開催校企画）

環境と平和——エネルギーへの欲望が創り出す新潟

東日本大震災は地震や津波といった自然のエネルギーがヒトのエネルギーへのあくなき欲望をさらけ出し、世界を破壊する可能性を改めて示した事例だといえる。これにより、近代化へと向かう欲望、ヒトという種の欲望について環境影響の点から再考が促されている。新潟は明治の開国以来、石油産出県にはじまり、水力や原子力によるエネルギーの生産地となってきた。こうしたエネルギーへの欲望が新潟という場所を、そこで暮らす人びとを揺り動かしてきたのである。新潟においてはこの欲望をどう見定め、いかにコントロールできるのかが問われ続けている。

開催校企画として招聘する報告者の吉原は、新潟を起点とする河川と電線を追いかける映像で、自然とエネルギーの流れをたどった美術家である。また、横山が勤務する新潟日報社は近年、新潟を140年の社史を通じて読み直し、エネルギーと新潟の関係を概括している。これまで水俣、原発、裏日本について取材してきた経験から、新潟とエネルギーについてお話しいただく。そして、映画『阿賀に生きる』の製作実行委員長として広く知られ、河川工学を専門とする大熊は、エネルギーがローカルの暮らしとどのように関わってきたのかを長く思索してきた。川から新潟のこれまでを読み直していただく。最後の報告者・佐々木は3・11後に「おらってにいがた」という自然エネルギーの会社を設立し、エネルギーへの欲望に新たな道筋をつけはじめています。「市民」と「エネルギー」を接続させる試みとその意図についてお話をうかがっていく。

以上、4人の報告者をお迎えし、新潟とエネルギーという点から幅広く、環境と平和について考えていきたい。

報告：吉原悠博（写真館主・美術家）

「映像「培養都市」——首都と地方のディスタンス——持続可能な社会とは？」

報告：横山志保（新潟日報論説編集委員）

「原子力発電と信濃川水力発電——新潟は国策とどう向き合ったのか」

報告：大熊孝（新潟大学名誉教授）

「阿賀野川・信濃川の水力発電形態と新潟水俣病——「民衆の自然観」と「国家の自然観」の軋轢」

報告：佐々木寛（新潟国際情報大学、「おらってにいがた市民エネルギー協議会」代表理事）

「文明転換への挑戦——新潟の“エネルギー・デモクラシー”」

司会：小谷一明（新潟県立大学）

9:10-11:40

自由論題部会 4（単独）

報告：富樫耕介（東海大学）「紛争後のチェチェンにおける権威主義体制下の「平和」——「平和」をめぐる現地住民の言説の比較・検討——」

報告：Bastola Susmita（大阪女学院大学大学院）

“Nepalese Foreign Migration: Consequences of Armed Conflict”

報告：藤井広重（宇都宮大学）「アフリカと国際刑事裁判所をめぐる関係性についての実証研究 ——アフリカ連合とローマ規程締約国会議での議論に着目して——」

討論：井上実佳（東洋学園大学）

討論：中内政貴（大阪大学）

司会：中村長史（東京大学）

11:40-12:10 昼休み

12:10-14:10 分科会

14:20-16:50

部会 3（企画委員会企画）

惑星限界の平和学——非ヒトとの共生のために

2019年5月にハワイのマウナロア観測所で、地球温暖化の一因である二酸化炭素(CO₂)の濃度が初めて415ppmの大台を超えた。2018年には国連気候変動枠組条約の第24回締約国会議(UNFCCC COP24)が開かれたが、アメリカの脱退のために問題解決には程遠い。こうした致命的な対策の遅れの原因には、より根源的には「人間が他の生命の支配・搾取・破壊」の上にその豊かさを築き上げることが当たり前であるとの暗黙の前提がある。世界には様々な問題が山積するも、依然として多くは人間のことしか考えられない状況にある。

惑星限界(planetary boundary)とは、人類の活動がある閾値または転換点を通過してしまった後には取り返しがつかない「不可逆的かつ急激な環境変化」が起きてしまうことを示す鍵概念である。部会テーマ「惑星限界の平和学」は、人間が国境であったり経済成長であったりの数値は気にかけるが、地球の限界というものに対して、ほとんど目を向けられていないことへの警鐘の意味が込められている。

本部会では、ヒトが生きること自体によって繰り出されるこの他の生への暴力が、どのように連鎖しながら、深刻度を増しているのかについて経済学・政治学・社会学・農学等から多面的に検証する。その上で、この絶望的な状況を転換するために、何がなされなければならないのかを考える好機としたい。

報告：中野佳裕（早稲田大学地域・地域間研究機構次席研究員）

「玉野井芳郎の地域主義：人新世におけるその現代性と可能性」

報告：土佐弘之（神戸大学）

「人（資本）新世におけるポスト・ヒューマニズム：類としての人間を超える／分断する政治」

報告：古沢広祐（國學院大學）「共生・共存パラダイムとグローバル資本制社会」

討論：羽後静子（中部大学）

討論：横山正樹（フェリス女学院大学名誉教授）

司会：勅使川原香世子（明治学院大学国際平和研究所研究員）

14:20-16:50

部会4 ワークショップ（平和教育プロジェクト委員会企画）

トレーナーズトレーニング

民主主義を機能させる「やり⇄とり力」：「シカト力」を超えて Active citizen になるために

戦争のない時代が来る。そんな期待を裏切り続けている現代社会。世界では武力紛争や超法規的殺害などの直接的暴力が厳然として存在している。身近なところでは、いじめやヘイトスピーチ、そしてジェンダー差別、非正規雇用ブラックバイト……、挙げればきりのないさまざまな暴力がはびこっている。しかし、わたしたちはそんな暴力に敏感でいるだろうか。暴力を自分ごととして考え、語り交わしているだろうか。世界で起こっている暴力には無関心、身の周りの暴力には気づくことすらなく生活している、そんな「シカト力」を身に付けていないだろうか。問題を自分事として捉えない「受動的シカト力」は、誰かが何とかするだろう、強い人が自分を幸せにしてくれるかも、というかたちで、そして、それが国家など、社会におけるさまざまなスーパーパワーによる、“見せたくないものを見せない”「能動的シカト力」と組み合わせれば、その社会は、底が抜けたように独裁へとひた走る。

民主主義社会では、わたしたち一人ひとりが主役だ。わたしたちが考え、語り交わし、合意を形成してゆく。社会に働きかけ、望む社会をつくっていく。それには社会にみずからを開き、問題の解決方法を考え、他者に働きかける「やり⇄とり」する力が必要となってくる。

平和な社会を築く Active citizen になるために、みずからの、そして他者の被害者性に気づき、「シカト力」を打ち破り、民主主義のベースである「やり⇄とり力」を身につけるワークショップをおこないたい。

今回も2019年6月の福島に続き、アクション・リサーチを試みたい。アクション・リサーチは現場の課題を克服するため、調査者と実践者が互いに協働し、実践と評価を繰り返す過程である。前回のワークショップでのアクション・リサーチによって導かれた評価から今回のワークショップの内容を改善し、実践、さらなる評価を試みる。

ファシリテーター：奥本京子（大阪女学院大学）、笠井綾（宮崎国際大学）、高部優子（横浜国立大学大学院）、暉峻僚三（川崎市平和館）、中原滯佳（新潟大学大学院）、松井ケティ（清泉女子大学）

リサーチャー：杉田明宏（大東文化大学）、鈴木晶（横浜市立東高校）、堀芳枝（獨協大学）、山根和代（平和のための博物館国際ネットワーク）

以上

《開催校からのご案内》

- ◆会場への交通アクセスは、レジュメ集の末尾「新潟県立大学までのアクセス」をご参照ください。
- ◆簡易版のキャンパスマップをレジュメ集の末尾に掲載しています。受付場所については、当日、案内掲示し、ガイドも配置いたしますので、ご安心ください。
- ◆学会事務局・開催校では、報告関連の資料、レジュメ等のコピーの依頼には一切対応できません。必要な場合にはコンビニ等をご利用ください。
- ◆会場では、チラシやパンフレットを置ける机を設置します。なお、今回は会場での物販はできませんので、何卒ご了承ください。
- ◆秋季研究集会会場では、学会誌『平和研究』のバックナンバーの販売を予定しております。
在庫処分を兼ねておりますので、過去の学会誌を（在庫の範囲内ですが）入手できる貴重な機会をぜひご利用ください。
- ◆会費に関するお問い合わせは、次の窓口までお願いします。

【連絡先】株式会社国際文献社 日本平和学会 会員窓口
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター
Tel : 03-6824-9378 Fax : 03-5227-8631
E-mail : psaj-post@bunken.co.jp

開催校担当理事 黒田 俊郎

〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地
新潟県立大学国際地域学部
電話 : 025-270-1300 (大学) Email : kuroda@unii.ac.jp

日本平和学会第 23 期事務局 清水 奈名子

〒321-8505 宇都宮市峰町 350
宇都宮大学学術院 国際学部 清水奈名子研究室 Email : office@psaj.org

11月2日(土)
9:10-11:40
自由論題部会1(パッケージ企画)
『『平和と音』をめぐる理論・思想・実践』

「平和を創る音」ワークショップ：佐藤壮広(立教大学)

報告：田中公一朗(上智大学)
「PLUR カントの『思想』とEDM」

報告：長谷川貴陽史(首都大学東京)
「平和と音 現代音楽からの若干の示唆」

報告：芝崎厚士(駒澤大学)
「『ボブ・ディランという音』と平和学 ポール・ウィリアムズのディラン論を中心に」

討論：酒井啓子(千葉大学)

討論：五野井郁夫(高千穂大学)

日本平和学会2019年度秋季研究集会

『平和と音』をめぐる理論・思想・実践

第1部 「平和を創る音」ワークショップ

ファシリテーター
立教大学
佐藤壮広

第2部 「平和と音」特集号より

報告1 「PLUR カントの『思想』とEDM」

上智大学
田中公一朗

報告2 「平和と音 現代音楽からの若干の示唆」

首都大学東京
長谷川貴陽史

報告3 「『ボブ・ディランという音』と平和学 ポール・ウィリアムズのディラン論を中心に」

駒澤大学
芝崎厚士

本部会は、本年6月に刊行された『平和研究』第51号、「特集 平和と音」の執筆者、編者による、ワークショップと報告を組み合わせたセッションである。

「平和と音」特集号は、2016年10月の秋季研究大会において開催した部会「芸術文化と平和 クンストとしての音楽の可能性」での成果をもとに、「音楽」から「音」へと扱う視点を拡大した上で、広く執筆者を募集した。

その結果、2016年の部会でのEDM (Electronic Dance Music) に関する報告を新たなフィールドワークとその後の展開をもとに更に発展させそのスローガンであるPLUR(Peace, Love, Unity, Respect)の理念をカントの平和思想に関連付けた論考、ジェフスキー、カーデュー、高橋悠治、野村誠といった現代音楽における実践活動とそこから見出しうるあるべき社会関係のモデルについて検討した論考、2016年部会の直後にノーベル文学賞を受賞したことで改めて世界的な注目を集めたボブ・ディランのパフォーミング・アーティストとしての本質に関する論考を収録し、2012年6月の春季研究大会における「平和の音創り」ワークショップの意義について論じた「巻頭言」と共に刊行に至った。

そこで本部会では、「平和と音」について、上述の多様な分野における理論・思想・実践を特集した同号の刊行に合わせて、その到達点と課題を検討し、今後の研究の可能性や展望を切り拓きたい。この目的を効果的に達成するために、音をめぐる数々のワークショップを主催してきた「巻頭言」執筆者である佐藤をファシリテーターとするワークショップと研究報告・討論・質疑応答を有機的に組み合わせることで、本部会を、単なる報告と討論のみにとどまらない、これまでにないインタラクティブな、知性と感性を相互に触発する場となるように構成するものである。

※第1部のワークショップ、第2部の報告の詳細は『平和研究』第51号「特集 平和と音」所収の「巻頭言」「巻末言」および所収論文をご参照下さい

11月2日(土)
10:00-11:40
自由論題部会2(単独)

報告：小野一(工学院大学)

「ドイツにおける放射性廃棄物最終処分場問題——「取り出し可能性」論議についての検討を中心に——」

報告：大久保正太郎(神戸大学大学院)

“Governing through Faith? A Foucauldian Critique of the Post-Secular World Politics”

討論：佐藤温子(香川大学)

討論：和田賢治(武蔵野学院大学)

司会：中村文子(山形大学)

ドイツにおける放射性廃棄物最終処分場問題
—「取り出し可能性」論議についての検討を中心に—

工学院大学

小野 一

キーワード：

赤緑連立政権期の脱原発合意、保守政権下での運転期間延長と福島原発事故後の政策転換を経て全原発停止を決めたドイツでは、それと並行して放射性廃棄物問題をめぐる攻防が繰り広げられた。2013年の候補地選定法は画期である。新法制定のきっかけとして、2011年9月の欧州連合(EU)指令2011/70/Euratomが、放射性廃棄物処理基本理念の策定と欧州委員会への報告(2015年8月23日まで)を義務づけたことも見逃せない。こうした一連の措置により、ゴアレーベン(反原発運動係争地であり中間貯蔵施設立地)の岩塩層に最終処分場を作る計画は白紙に戻され、候補地選定をやり直す手続きが定められた。

候補地選定法に基づき設置された最終処分場委員会は、2016年に報告書を出す。その中で、放射性廃棄物の「取り出し可能性」に言及される。これは、取り出し可能性が念頭にあると地理学的に有利でない場所が選ばれかねないので、その可能性を認めないという従来の方針からすれば、重大な変位である。誤謬の訂正可能性という現代倫理学の深慮といわれることもあるが、事情はもっと複雑である。ゴアレーベンを候補から外す(少なくともその可能性を残す)には、完璧に条件を満たさない場所も視野に入れねばならない。理屈の上では、放射性廃棄物の「ローテーション制」も排除されない。

放射性廃棄物の貯蔵(storage)と処分(disposal)を区別するIAEAの用語法では、最終処分場に取り出し可能性は基本的に想定されていない。取り出し可能性の強調は、中間貯蔵施設に関わる概念を最終処分場にも適用することである。それゆえこの問題は、最終処分の基本思想だったアフターケア不要性が後退(変質)したのはなぜか、と定義し直せる。世代間公正の観点からは、将来世代に負担を残さないアフターケア不要の最終処分場こそが望ましい。その安全性が技術的に担保し得ないことが明らかになる中で、取り出し可能性論議が浮上してきた。これはジレンマである。放射性廃棄物という不可逆的結果をもたらす原子力開発に乗り出した時点で、原状回復可能性は失われている。新技術の出現に期待しつつ、取り出し可能性の留保により将来世代の選択可能性を増すという論法には、危うさがある。

取り出し可能性論議ははじめてのものではないが、アフターケア不要性という前提がゆらいだ今、新たな意味合いを付与されての再登場と考えるのが順当だろう。原発推進であれ脱原発であれ避けて通れない負の遺産を、社会共同体全体でどのように引き受けるか。「最大多数の最大幸福」から「最大多数の最小不幸」へのパラダイム転換により、不利益を公正配分する方策を考えねばならない。ただしこれは、利益の配分を主たるテーマとしてきた社会諸科学には不慣れな発想である。

放射性廃棄物に関わる問題は多岐にわたる。詳細は筆者のペーパーも参照して頂くとして、本報告では、2000年代初頭の議論を通じて起こった「取り出し可能性」にまつわる重大な変位の政治的意味を問い、不利益の配分に関する思考実験を試みる。重要ではあるが、日本ではまだ十分に論議されていない放射性廃棄物問題への注意の喚起と、優秀な若手研究者によるアカデミックな問題再提起のきっかけとなることを期待したい。

Governing through Faith? A Foucauldian Critique of Post-Secular World Politics

Kobe University
Graduate School of International Cooperation Studies
PhD Student
Shotaro Okuto

Keywords: post-secularity, neoliberal governmentality, Foucault, critical theory

Introduction

*This handout uses the singular they instead of distinctive pronouns

The new epoch of post-secularity requires international relations (IR) scholars to rethink the presence of religion in contemporary world politics. While various IR scholars, from hard positivists to postmodernists, have addressed this issue, this research aims to critique critical theorists' post-secular optimism using the Foucauldian approach.

1 Religion and IR: Why Has Religion Been Overlooked in IR?

Religion has been an overlooked element of IR as disciplinary IR is oriented by the Westphalian synthesis (the triumph of secular authority), the modernisation theory (the decline of religion in public according to modernisation), and positivism (identifying causal relation by operationalising variables) (Fox, 2001; Philpott, 2002; Thomas, 2005; Pabst, 2012; Prasad, 2017).

2 Critical Theory on Religion in World Politics

While some positivists also seek to identify how religion works in world politics, this research focuses on critical theorists' approach to religion. Some critical theorists also focus on religion in world politics; they have tried to discover the utopian promise in it – the core opposition of this research. Barbato (2010) argues that religious semantics, particularly pilgrimage, help to provide a new conception of subjectivity that develops global community. They problematise the triumph of *homo oeconomicus* and the asymmetrical profit between global socio-economic elites and others due to the flexibility led by the neoliberal economy – that is, the nomadic state only benefits people in power and makes other majorities insecure. Religious semantics and the narrative of pilgrimage provide the potential to overcome the valuableness of nomads.

Thomas (2010) also demonstrates an optimistic view of religion in critical theorists' emancipatory project. People living in the global south live almost faithfully; thus, critical theorists have to take this into account for emancipation and justice. Critical theory is compatible with religious narratives because it rejects the value-neutrality of knowledge. In other words, critical theory's advocacy of inter-subjective and value-oriented knowledge accepts political theology for social justice and it helps in revising the Eurocentric emancipatory project.

While this kind of thinking is fascinating, this research argues that they are entrapped in a serious fallacy from the Foucauldian perspective. It is possible to point out the problems in their argument. Barbato does not

sufficiently provide the reason why or explain why religious semantics can help overcome *homo oeconomicus*. Thomas ignores the injustice driven by religious narrative, which does even exist in developed countries. However, this research problematises the more fundamental fallacy. They claim the religious potential for emancipation and justice without considering that it is also embedded within social relations; that is, when they advocate the power of religious narratives, they presume that it is independent from other social domains.

3 Rethinking the Post-Secular World Politics: A Foucauldian Critique

In order to critique critical theorists' optimisation, this research draws on the Foucauldian perspective of religion. In doing so, it argues that religion in world politics should be understood as embedded within social relations and should not be optimised without considering this.

Michel Foucault, a French philosopher, explored power relations in their later career and the conception of governmentality to capture the power relations stands out from their later works. Governmentality is defined as "conducting the conduct" – it can be understood as a meta-governmental (or political) rationality that promotes a specific subjectivity (Foucault, 2008, p. 186). In terms of neoliberalism, Harvey (2005, p. 2) expresses that human wellbeing can be best achieved by promoting individual entrepreneurship and competition and it is understood as not only an economic thought but also a political rationality by Foucauldians. The subject, which is promoted by the neoliberal governmentality, is briefly captured as *homo oeconomicus*, which follows the principle of self-responsibility (Read, 2009; Tosa, 2009; Joseph, 2010b).

References rarely point out that Foucault understands religion in the context of governmentality. In general, Foucault's thoughts on religion are discussed in the context of the approval of the Iranian Revolution; that is, the naïve optimism of religion is not averted here either. However, Carrette (1999), an expert in Foucault's thought, argues that Foucault also ponders religion in the frame of governmentality. According to them, for Foucault, religion is also a political technology of self-government (Carrette, 1999, p. 42).

4 Faith in Global Governance: Promoting *Homo Oeconomicus*

This kind of notion is applicable to world politics, which is particularly shaped by neoliberal governmentality. This research specifically focuses on the programmes of international development that cooperate with religious actors, such as faith-based organisations and local religious leaders. These contemporary development programmes, which are often led by Millennium Development Goals (MDGs) and Sustainable Development Goals (SDGs), are criticised for their disposition of individual responsabilisation, which is driven by neoliberal governmentality (Gabay, 2012; Death and Gabay, 2015). Religious actors are sometimes incorporated into these kinds of programmes.

The United Nations Population Fund (UNFPA) is a leading organisation that engages religious actors in programmes. In a guideline published in 2009, it states that religious actors, Faith-Based organisations (FBOs) and local religious leaders, are helpful in creating an environment that encourages conduct that is desirable to achieve MDGs, which is precisely compatible with the notion of technology of government (UNFPA, 2009). It organises the United Nations Inter-Agency Task Force on Engaging Faith-Based Actors for Sustainable Development (UNIATF-FBO), which is composed of international organisations that are concerned with development and address issues

concerning MDGs and SDGs. The logic that is fundamentally common in these organisations is that religion helps to shape culture for development. This research shows how religious actors are engaged with the issues that MDGs and SDGs address and how it resonates with neoliberal governmentality.

The UNDP, as noted, also adopts the idea that religion plays a conductive role in shaping behaviour (UNDP, 2014). In particular, the UNDP states that it is helpful in empowerment projects. Empowerment is capacitating individuals and communities to be more self-reliant, which is interpreted as a representative modality of neoliberal governmentality (Sharma, 2006). As argued by Joseph (2010a, 2013), poverty reduction and resilience also resonate with neoliberal governmentality. Both emphasise the individual and community's capacity to be more responsible for their own socio-economic wellbeing. Further, with respect to these programmes, religious actors are incorporated into the projects. Religion in world politics should be understood as a technology for promoting *homo oeconomicus* rather than an alternative to overcome it; critical theorists should be involved in the critique it rather than using it to optimise political theology.

While these programmes are undoubtedly necessary to improve the quality of life of those in the third world, they do not considerably contain critical theoretic aspects as they seek a technical solution rather than fundamental revision. Apart from critical theorists' assumptions, religion is engaged with such programmes.

Conclusion

In opposition to critical theorists, this research argues that religion is employed to promote *homo oeconomicus*. As further research, one can more substantially advance the study of how religion works in the context of neoliberal governmentality.

References

- Barbato, M. P. (2010) 'Conceptions of the Self for Post-secular Emancipation: Towards a Pilgrim's Guide to Global Justice', *Millennium: Journal of International Studies*, 39(2), pp. 547–564.
- Carrette, J. R. (1999) 'Prologue to a confession of the flesh', in Carrette, J. R. (ed.). *Religion and Culture*. New York: Routledge.
- Death, C. and Gabay, C. (2015) 'Doing Biopolitics Differently? Radical Potential in the Post-2015 MDG and SDG Debates', *Globalizations*. Taylor & Francis, 12(4), pp. 597–612.
- Foucault, M. (2008) *The Birth of Biopolitics*. Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Fox, J. (2001) 'Religion as an Overlooked Element of International Relations', *International Studies Review*, 3(3), pp. 53–73.
- Gabay, C. (2012) 'The Millennium development Goals and Ambitious Developmental. Engineering', *Third World Quarterly*, 33(7), pp. 1249–1265.
- Harvey, D. (2005) *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford: Oxford University Press.
- Joseph, J. (2010a) 'Poverty Reduction and the New Global Governmentality', *Alternatives: Global, Local, Political*, 35(1), pp. 29–51.

- Joseph, J. (2010b) 'The limits of governmentality: Social theory and the international', *European Journal of International Relations*, 16(2), pp. 223–246.
- Joseph, J. (2013) 'Resilience as embedded neoliberalism: a governmentality approach', *Resilience*, 1(1), pp. 38–52.
- Pabst, A. (2012) 'The secularism of post-secularity: Religion, realism, and the revival of grand theory in IR', *Review of International Studies*, 38(5), pp. 995–1017.
- Philpott, D. (2002) 'The Challenge of September 11 to Secularism in International. Relations', *World Politics*, 55(1), pp. 66–95.
- Prasad, S. K. (2017) 'The Marginalisation of Religion in International Relations : Deconstructing Secular IR Theories', *South Asian Survey*, 21(1–2), pp. 35–50.
- Read, J. (2009) 'A Genealogy of Homo-Economicus: Neoliberalism and the Production. of Subjectivity', *Foucault Studies*, (6), pp. 25–36.
- Sharma, A. (2006) 'Crossbreeding Institutions, Breeding Struggle: Women's. Empowerment, Neoliberal Governmentality, and State (Re)Formation in India', *Cultural Anthropology*, 21(1), pp. 60–95.
- Thomas, S. M. (2005) *The Global Resurgence of Religion and the Transformation of International Relations The Struggle for the Soul of the Twenty-First Century*. New York: Palgrave Macmillan.
- Thomas, S. M. (2010) 'Living Critically and "Living Faithfully" in a Global Age: Justice, Emancipation and the Political Theology of International Relations', *Millennium: Journal of International Studies*, 39(2), pp. 505–524.
- Tosa, H. (2009) 'Anarchical governance: Neoliberal governmentality in resonance with the state of exception', *International Political Sociology*, 3(4), pp. 414–430.
- UNDP (2014) *UNDP Guidelines on Engaging with Faith-based Organizations and Religious Leaders*. New York.
- UNPFA (2009) *Guidelines for Engaging Faith-Based Organisations (FBOs) As Agents of Change*. New York.

11月2日(土)
10:00-11:40
自由論題部会3(単独)

報告：朴仁哲(特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所)「東アジアの記憶の場の探求——朝鮮人「満洲」移民研究のフィールドからの問いかけ——」

報告：前田朗(東京造形大学)
「ヘイト・スピーチ法研究の今後の課題——地方自治体における取り組みの現状」

討論：内海愛子(大阪経済法科大学)

討論：池田賢太(弁護士)

司会：(討論も兼ねる)：権香淑(上智大学)

東アジアの記憶の場の探求
——朝鮮人「満洲」移民研究のフィールドからの問いかけ——

社会理論・動態研究所
朴 仁哲

キーワード：東アジアの記憶の場、朝鮮人「満洲」移民、朝鮮半島、「満洲」、ナラティブ（語り）

はじめに

かつての「満洲」地域であった中国の東北地域には、戦前、朝鮮半島から移住した朝鮮人「満洲」移民の体験者（以下、移民体験者）が、今でも居住している。移民体験者は、植民地朝鮮時代、「満洲国」時代、中華人民共和国時代という三つの時代を生き、戦前・戦後の（日本と中国の）国民国家から周辺化されてきた。その周辺性（マージナリティ）のゆえに、移民体験者の移民体験と戦後の生活は、今までほとんど注目されてこなかった。本報告では、私が日中韓の様々な現場を訪ねて、見たことや聞いたこと、そして感じたことについて報告する。

1. フィールド・ワークの実施状況

(1) 実施状況

私は 2006 年から継続的にフィールドワークを行い、今まで約 100 名の移民体験者にインタビューを行ってきた。また、戦前生まれの移民二世複数名にもインタビューを行った。そして、特殊な事例もあった。例えば、元義勇軍兵士やシベリア抑留体験者にもインタビューを行った。移民体験者の生活史を多角度から分析するために、適宜に同時代を生きた日本人と中国人（漢族）、そして韓国人の戦前世代にもインタビューを行った。さらに、連鎖視点¹に基づいて、インタビュー調査のほかに、移民体験者がかつて生活した地域や「満洲」に降り立った駅を訪ねたり、移民体験者を送り出した朝鮮半島の移民母村を訪ねたり、日本国内を含む戦争遺跡や平和記念館なども訪ねたりして資料を取集した。

(2) フィールドワークを通して分かったこと

- ①移民体験者のほとんどは、朝鮮半島から「満洲」に移住したことを子孫に直接伝えていない。
- ②「満洲国」成立後、国策移民で特に「集団移民」の場合は、「満洲国」の官憲が元々その場所に暮らしていた中国人を追い出して朝鮮人を移住させる地域もあった。

2. 本研究の依拠する理論

現在、記憶の概念が人文社会科学で重要視されているのは、フランスの歴史学者であるピエール・ノラが率いるプロジェクト『記憶の場』の役割が大きいと考えられる。ピエール・ノラは、その著書『記憶の場（第 1 巻）』のなかで、記憶の場は「場」という語のもつ 3 つの意味——物質的な場、象徴的な場、そして機能としての場——においての場であるといえる。また、程度は異なれ、そのいずれの属性をも持っている。3 つの場が相互関連している例として「世代」を挙げている（ノラ 2002 : 48）。ノラによれば、「世代は、人口上のことを指し示すがゆえに物質的である。また、記憶の結晶化も伝達もおこなうがゆえに機能的であるとされる。そして、ごく少数のものたちが経験した出来事や体験によって、それを経験しなかった多数の者たちを性格づけるがゆえに、本質的に象徴的である（ノラ 2002 : 48）」という。ノラの「記憶の場」の概念に依拠すれば、移民体験者は、物質的な場、象徴的な場、そして機能としての場を備えているといえよう。

ノラの記憶の場の理論は重要である。しかし、ノラは記憶論的転回のポストコロニアルな可能性を汲み出すことなく、記憶の問いに対して防衛的な姿勢に閉じこもってしまった（板垣他 2011 : 18）。朝鮮人「満洲」移民問題は、植民地と戦争と関わっている問題である。移民体験者は、三つの時代を生き、日中韓 3 国の複雑な関係を 1 国 1 民族でとらえないトランスナショナルな視点を持っている。朝鮮人「満洲」移民という歴史的現実には、日本と関係すること、中国と関係すること、韓国と関係することなど、単純に切り分けられない。それで、本研究では板垣他が提起した東アジアの記憶の場という概念を導入した。板垣他は、「日本では、……、韓国では、……、と単純に切り分けられない場所、あるいは複数の『国民的』記憶の場の間にある溝のような非-場所、『どこ』にも属さない話、闇の位置におかれたもの、そうした国民的記憶のエコノミーから外れた経験を思考することなくして〈東アジアの記憶の場〉を論ずることはできない」（板垣他 2011 : 21-22）と言及したうえ、〈東アジアの記憶の場〉を、「安定的な記憶の共有モデルを不安

¹ 連鎖視点は法政思想連鎖史を専門とする山室信一が提起した概念である。連鎖視点とは、「あらゆる事象を、歴史的総体との繋がりの中でとらえ、逆にそれによって部分的で瑣末（さまつ）と思われる事象が構造的全体をどのように構成し規定していったのか、を考えるための方法的視座」である（山室 2005 : v）。

定にさせ、見慣れたもの見慣れないものにするような、絶え間ない批判の運動である」と述べる（板垣他 2011 : 22）。

3. 東アジアの記憶の場を探求する意義

朝鮮人「満洲」移民という歴史的現実を東アジアの記憶の場としてとらえた場合、様々な発見が得られる。

第1、朝鮮人「満洲」移民は日本の植民地統治の「被害者」であったが、中国の民衆には日本人の手先と見なされていた。朝鮮人と日本人との関係に限定してみれば、朝鮮人「満洲」移民は「被害者」であるといえよう。しかし、朝鮮人と中国人との関係で見れば、朝鮮人「満洲」移民は「加害者」の部分もあった。戦前、「満洲国」の官憲が元々その場所に暮らしていた中国人を追い出して朝鮮人を移住させる場合もあった。その意味で、本研究が着目する東アジアの記憶の場は、連累²の場でもあるといえよう。

第2、移民体験者の語りは、朝鮮族という小さいコミュニティを越えようとしていることが分かった。1つはインタビューは朝鮮語をメイン言語としながら、随所に中国語と日本語を織り混ぜて複数の言語で行われた。そのことに示されているように移民体験者の語りは、朝鮮族のコミュニティのなかだけで流通する閉ざされたメッセージではなく、東アジア社会が共有できる開かれたメッセージが含まれている。もう1つの兆しは、移民体験者が自分を名付ける自称詞に表れている。移民体験者が用いる自称詞は、チョウセンジンや朝鮮族ではなく、チョソンサラム（조선사람）である。チョソンサラムは朝鮮語による朝鮮人の意味である。この呼称は中国朝鮮族だけを指す言葉でもなく、韓国人だけを指す言葉でもなく、北朝鮮民主主義人民共和国の人々だけを指す言葉でもない。強いていえば、世界中に散らばって暮らしているコリアン・ディアスポラの人々に広く使われているニュートラルな呼称である。このようにインタビューのなかで複数の言語が飛び交い、紡ぎ出されたナラティブ（語り）は、東アジアの記憶の場であり、「平和資源」³でもあると考える。

おわりに

人間を相手とする研究は、遣り甲斐はあるが辛いものでもある。移民体験者はほとんどが80歳を超えており、段々と歴史の表舞台から去っていく。私が7回に渡ってインタビューした移民体験者のLDさんは、2013年に亡くなった。LDさんはあるインタビューの場で、「わたしたちの対話は3.14のように続いているね」と語った。LDさんをはじめ、私がインタビューを行った約半数の移民体験者との物理的な対話は途切れた。最近、死者との対話という新しい領域が開拓されている。今後の課題として、これらの研究に学び、亡くなった移民体験者の様々な遺物や遺言から過去の記憶を読み取る作業に取り掛かり、またできる限り、生存する移民体験者へのインタビュー調査を行い、東アジアの記憶の場の探求を継続していきたい。

参考文献

- 秋山聰・野崎敏（編）『人文知 2 死者との対話』東京大学出版会、2014年。
板垣竜太・鄭智泳・岩崎稔（編著）『東アジアの記憶の場』河出書房新社、2011年。
小田博志『エスノグラフィー入門——〈現場〉を質的研究する』春秋社、2010年。
モーリス＝スズキ、テッサ（田代泰子訳）『過去は死なない』岩波書店、2004年。
ノラ、ピエール編（谷川稔監訳）『記憶の場』第1巻、岩波書店、2002年。
山室信一『日露戦争の世紀——連鎖視点から見る日本と世界』岩波新書、2005年。

² 「連累」はテッサ・モーリス＝スズキが提起した概念である。わたしは直接に土地を収奪しなかったかもしれないが、その盗まれた土地の上に住む。わたしは虐殺を実際に行わなかったかもしれないが、虐殺の記憶を抹殺するプロセスに関与する。わたしは「他者」を具体的に迫害しなかったかもしれないが、正当な対応がなされていない過去の迫害によって受益した社会に生きている。わたしたちが今、それを撤去する努力を怠れば、過去の侵略的暴力的行為によって生じた差別と排除（prejudices）は、現代の心の中に生き続ける。現在生きているわたしたちは、過去の憎悪や暴力を作らなかったかもしれないが、過去の憎悪や暴力は、何らかの程度、わたしたちが生きているこの物質世界と思想を作ったのであり、それがもたらしたものを「解体（unmake）するためにわたしたちが積極的な一歩を踏み出さない限り、過去の憎悪や暴力はなおこの世界を作りつづけていくだろう。すなわち、「責任」は、わたしたちが作った。しかし、「連累」は、わたしたちを作った（モーリス＝スズキ、テッサ『過去は死なない』岩波書店、2004年、57-58頁）。

³ 小田博志は、「平和資源」を「他者との平和な関係性を形成するために有用な道具、能力、思想、人物、施設、メディア、ネットワークなどの総称」（小田2010 : 327）と暫定的に定義している。

ヘイト・スピーチ法研究の今後の課題

東京造形大学
前田 朗

キーワード：ヘイト・スピーチ、人種差別、地方自治体、人権条例、公の施設

はじめに

2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイト・スピーチ解消法）」が制定され、日本におけるヘイト・スピーチに関する法状況が大きく変化した。同法はヘイト・スピーチに対処する国の責務とともに、地方自治体の責務を明示したので、各地の自治体が対応を迫られることになった。同法制定前、大阪市はヘイト・スピーチが重大な人権侵害を引き起こしているとして、ヘイト・スピーチ条例を制定した。同法制定時には、川崎市におけるヘイト・デモが激化していたため、裁判所によって同法の趣旨に適合したヘイト・デモ禁止仮処分決定が出されるなど、各地の関心が急速に高まった。政府は自治体による対処を求めているため、当面は自治体にヘイト・スピーチ対策として何ができるかが問われる。憲法、地方自治法、及びヘイト・スピーチ解消法に従って、どのような施策を講じていくべきかを論じることが本報告の課題である。

1. 地方自治体における人権条例

国立市、東京都、世田谷区、神戸市など、各地でヘイト・スピーチを念頭に置いた人権条例の制定が相次いでいる。人権条例そのものは以前から各地の自治体において制定されていたが、ヘイト・スピーチのように外国人（本邦外出身者）やLGBT等のマイノリティに対する人権侵害の表面化に伴い、新たに人権条例を制定する例が増えてきた。人権侵害の公表、調査、相談、教育、啓発、罰則などを定める人権条例の比較検討を行う必要がある。特に川崎市は2019年6月に人権条例素案を公表し、これには同法違反に対して刑罰を科すことが明示された。ヘイト・スピーチ解消法は罰則を設けず、他の自治体の条例には刑罰規定はないため、川崎市の取り組みが注目される。

2. 公の施設利用ガイドライン

ヘイト・デモやヘイト集会のために公共施設を利用する例が増えてくると、地方自治体がヘイト・スピーチを容認し、これに協力して良いのかという問題が意識されるようになった。市民には集会の自由があるが、公の施設でヘイト集会を開催すれば、自治体がヘイト・スピーチに加担したことになる。ヘイト・スピーチの「共犯」にならないために自治体はどうすればよいのか。門真市は条例解釈を通じてヘイトの「共犯」にならないと明示したが、大阪市はヘイト団体であっても公の施設を利用させる義務があるとした。他方、川崎市が先陣を切った公共施設利用に関するガイドラインの策定も、京都府、京都市、宇治市、豊岡市、井手町、東京都、新宿区など各地で相次いでいる。川崎市ガイドラインとその他の自治

体ガイドラインには差異がある。川崎市は判断要件として言動要件と迷惑要件の2つを掲げたが、他の自治体は迷惑要件を採用していない。ヘイト・スピーチは人権侵害であり、許されないのであれば、言動要件を満たせば自治体は公の施設をヘイト団体に利用させてはいけないのではないかと。迷惑要件は不要ではないか。憲法及び地方自治法に照らして検討する必要がある。

3. 教育・文化政策のために

ヘイト・スピーチ解消法は自治体に教育・啓発を委ねているが、その具体的内容が不明確である。自治体の人権条例も調査、教育、啓発に言及しているが、ほとんど内容がない。従来の「同和教育」「人権教育」の蓄積や、人権教育啓発法の成果に学ぶとともに、差別とヘイト対策の教育をいかに考えるべきか。人種差別撤廃条約第7条は教育や文化において「人種差別と闘う」ことを明示している。今後の検討のための参考資料として欧州の反差別教育の具体例を紹介する。

4. 被害者救済のために

ヘイト・スピーチ解消法はヘイト被害者救済を明示していない。同法は「ヘイト・スピーチは許さない」としているが、処罰も被害者救済もない。国立市人権条例には被害者救済が明示されているが、いかなる仕組みを作るかは未定である。他の自治体条例は被害者救済に言及していない。人種差別撤廃条約第6条は被害者救済を定めている。今後の検討のための参考資料として欧州諸国の情報を紹介する。

おわりに

ヘイト・スピーチ解消法、自治体条例、及びガイドラインの現状を踏まえると、いくつもの課題が浮かびあがる。自治体が対処すべき課題と中央政府が対処すべき課題を整理して、今後の研究を深めたい。

参考文献

- 前田朗『戦争犯罪論』（青木書店、2000年）
- 前田朗『ジェノサイド論』（青木書店、2002年）
- 前田朗『人道に対する罪』（青木書店、2009年）
- 前田朗『増補新版ヘイト・クライム』（三一書房、2013年）
- 前田朗編『いま、なぜヘイト・スピーチなのか』（三一書房、2013年）
- 前田朗『ヘイト・スピーチ法研究序説』（三一書房、2015年）
- 木村朗・前田朗『ヘイト・クライムと植民地主義』（三一書房、2018年）
- 前田朗『ヘイト・スピーチ法研究原論』（三一書房、2019年）
- 前田朗『ヘイト・スピーチと地方自治体』（三一書房、2019年予定）

11月2日(土)

15:20-17:50

部会1(企画委員会・「植民地主義と平和」分科会企画)

「脱植民地化と自己決定(民族自決)の今日的課題——ニューカレドニア(カナキ)の住民投票と西サハラの新和平対話を分析する」(Contemporary challenges for decolonization and self-determination: Analyzing the referendum in New Caledonia (Kanaky) and new peace talks on Western Sahara)

報告: Jacob Mundy (米コルゲート大学)

“The global political economy of conflict intractability: Western Sahara and Middle Eastern (in) security”

報告: 勝俣誠 (明治学院大学名誉教授)

「21世紀の「インド・太平洋」の独立と平和——ニューカレドニアの2018年の住民投票の考察から」

討論: 高林敏之 (西サハラ問題研究室)

討論: 松野明久 (大阪大学)

司会: 藤岡美恵子 (法政大学)

**The global political-economy of conflict intractability:
Western Sahara and Middle Eastern (in) security**

Associate Professor of Peace and Conflict Studies, Colgate University

Jacob Mundy (PhD)

Keywords : conflict resolution, political-economy, decolonization, hegemony, security, Middle East and North Africa

Summary

Year after year, the official United Nations' list of non-self-governing territories lists one state in Africa that has yet to enjoy the universally recognized right of people's to self-determination: Western Sahara. Adding insult to injury, Western Sahara's status as Africa's 'last colony' is compounded by the fact that, for nearly thirty years, there has been a UN mission inside Western Sahara whose ostensible objective is to organize a referendum on independence for the Sahrawi people.

At one level, the durability of the Western Sahara dispute is said to stem from the intractable positions of Morocco, which first occupied the territory by force in 1975, and the Western Saharan nationalist movement, the Frente POLISARIO (*Frente Popular de Liberación de Saguía el Hamra y Río de Oro*), which was founded in 1973 to fight for the rights of the native Sahrawi people. Whereas the former claims historical title to Western Sahara as a part of a larger irredentist idea of 'Greater Morocco', the former seeks independence for Western Sahara. Though the Morocco-Polisario war for Western Sahara lasted for sixteen years (1975–1991), the presence of the *Mission des Nations Unies pour l'Organisation d'un Référendum au Sahara Occidental* (MINURSO) since 1992 has done little to alter the fundamental claims of Morocco and Polisario. At the domestic level, internal support for annexation and colonization among Moroccans remains unflinching. Sahrawis, whether living under Moroccan occupation or in refugee camps in Algeria, likewise show no signs of giving up their right to an independent national homeland.

What then can explain the durability of the Western Sahara impasse? Looking beyond the mutually exclusive claims of the Moroccan state and the Sahrawi nationalist movement, the Western Sahara conflict also has to be understood as embedded within global dynamics that help to reinforce the ongoing stalemate, the continued dispossession of the Sahrawi people, and the international absurdity of there still being a Britain-sized non-self-governing territory in Africa today.

These global dynamics are rooted in the dramatic changes that occurred largely in the 1970s with respect to the geopolitical architecture of North Atlantic hegemony and the international political-economy underwriting it. Just as the Western Sahara conflict began to emerge in the mid-1970s, so too did US leaders begin to forge a new policy towards the postcolonial world, one that would seek to

provide a stable foundation for North Atlantic political and military supremacy after a string of defeats in places like Korea, Algeria and Vietnam. The basis of this policy was to emphasize the use of more indirect forms of control over the postcolonial world through such techniques as regional balancing and the empowerment of local hegemonies. Above all, this vision of global stability under North Atlantic hegemony required a permanent condition of instability at the regional level. The eruption of the Western Sahara conflict fed into these dynamics by introducing instability into the Maghrib, notably between Morocco and Algeria. That these dynamics have persisted for five decades is not simply a testament to their indispensability vis-à-vis North Atlantic hegemony, it is also a testament to the ability of these geopolitical arrangements to reproduce themselves and repulse disruptive counterforces.

Nowhere more than the Middle East and North Africa have these developments been more visible, particularly in the increasingly high number of incidents of wars and civil conflicts in then region, especially internationalized ones, before and after the events of September 11, 2001. This geographical concentration of insecurity in the region is not by coincidence; it reflects the geological fact that the majority of the world's hydrocarbon reserves are located there as well. In the 1970s, as the North Atlantic world faced growing political and military crises vis-à-vis the postcolonial world, there was also an economic crisis as the means to control the production of hydrocarbons, and so the price of oil, increasingly shifted from the major international oil companies to producer states. The solution to this crisis of profitability (for the major oil firms) and the crisis of control (for North Atlantic states) was the same mechanism described above: permanent insecurity. What became apparent in the 1970s was the ability of war and other forms of conflict in the Middle East and North Africa to drive up oil prices to levels that not only restored the profitability of the major international oil firms, the petrodollars themselves were then repurposed to help finance the hyper-militarization of the region so as to sustain the region's permanent state of insecurity.

Though the Western Sahara conflict and its long-delayed referendum are rarely considered in such contexts, this paper highlight various historical moments when, in fact, the inception and perpetuation of Western Sahara conflict was very much articulated within these broader global dynamics. Moreover, this paper will consider, by comparison with the case of Palestine, the extent to which the Western Sahara peace process has become an important mechanism of regional securitization.

21世紀の「インド・太平洋」の独立と平和—ニューカレドニアの2018年の住民投票の考察から

明治学院大学

勝俣 誠

キーワード：

南太平洋のニューカレドニアは1853年来フランスの植民地である。この植民地は現在国際連合憲章に基づく「植民地と人民に独立を付与する宣言」が適用される全世界の17非自治地域のリストに含まれている。そのリストの「アジア・太平洋」地域では米国領サモア、グアム、ピトケアン諸島、トケラウ、仏領ポリネシアとともにニューカレドニアは記載されている。1960年代末には本格化する先住民のカナキ民族による独立運動の高まりに対して宗主国のフランス政府は1988年、独立派と反独立派との3者の間で10年後の1998年に独立かフランスにとどまるかを問う住民投票の実施を取り決めたマティニョン合意が締結された。しかし、1998年には住民投票は行われず、同島の自治拡大（防衛、治安、司法、通貨を除く）を条件に10年後の2018年11月に第1回、さらに2020年、2022年と3回の住民投票を実施できるヌメア協定がフランス政府、独立派のFLNKSおよび独立反対派のRPCRの間で調印された。2018年11月の第1回住民投票では投票率80.63%で独立反対が56.4%、賛成が43.6%であった。

本報告は2018年住民投票結果の選挙行動分析を踏まえ以下の3つの課題をアジア・太平洋地域の平和の観点から考察する。

1. 2018年11月の住民投票は何を主たる争点としたかを明らかにして、独立の内実を考察する。
2. 世界有数のニッケル埋蔵島のたどった近現代史を「資源と暴力」の政治経済的考察から特徴付ける。
3. 21世紀に始まる「インド・太平洋」地域における大国の新たな秩序形成に対するニューカレドニアからの平和共存展望の可能性について。

主要参照資料：

- 勝俣誠、「ニューカレドニアの非植民地化と自立化の試み」、in 畑博行編、『南太平洋諸国の法と社会』、有信堂高文社、1992年
- アジア・太平洋マイクロステート研究会（佐藤幸男代表）編、「太平洋における非核と共生の条件」、広島大学平和科学研究センター、1993年、
- Hamid Mokaddem, Luc Enoka Camoul, Georges Waixen Wayewol, Makoto Katsumata, Aurore Hamene, “Nouvelle Calédonie le Oui minoritaire, Une belle promesse de liberté et de souveraineté”, Expressions (Nouméa), la courte échelle/ transit de Marseille, Collection Kanaky-Calédonie, 2019

11月3日（日）

9:10-11:40

部会2（開催校企画）

「環境と平和——エネルギーへの欲望が創り出す新潟」

報告：吉原悠博（写真館主・美術家）

「映像「培養都市」——首都と地方のディスタンス——持続可能な社会とは？」

報告：横山志保（新潟日報論説編集委員）

「原子力発電と信濃川水力発電——新潟は国策とどう向き合ったのか」

報告：大熊孝（新潟大学名誉教授）

「阿賀野川・信濃川の水力発電形態と新潟水俣病——「民衆の自然観」と「国家の自然観」の軋轢」

報告：佐々木寛（新潟国際情報大学、「おらってにいがた市民エネルギー協議会」代表理事）

「文明転換への挑戦——新潟の“エネルギー・デモクラシー”」

司会：小谷一明（新潟県立大学）

「培養都市」——首都と地方のディスタンス——持続可能な社会とは？

写真館主&美術家
吉原悠博

キーワード：信濃川、水力発電、送電鉄塔、原子力発電所、新潟のアイデンティティー、家族写真、教育

1：映像作品「培養都市」17分

2002年、東京で開かれた資源エネルギー庁主催のシンポジウムに出席した平山征夫新潟県知事（当時）が、「山手線は新潟を流れる信濃川の水で動く発電所によって動いていること、また原発立地県の苦労を知ってほしい」と訴えた。それに対し、東京の石原慎太郎知事（当時）は、「夜は熊しか通らない道路は誰の税金でできているか考えてほしい」と答えた。その頃は東京にどっぷりと暮らしていたが、新潟のことはあるし、その新聞記事が印象的だったので覚えている。

それから11年後の2013年から、私はその「熊しか通らないという山道」を東京に向かって幾度となく通りぬけていた。新作映像撮影のため新潟と東京を結ぶ送電鉄塔を追いかけていたからだ。日本海に接する柏崎刈羽原子力発電所から始め、山間部を抜けて十日町に。ここには巨大な水力発電所があり、東京につながる新たな送電幹線系が加わる。信濃川の美しい光景に響く均質な轟音は、自然という生命の発する断末魔のようだった。湯沢や妙高のスキー場がある深い山々を抜けると、鉄塔が所狭しと立ち並ぶ西群馬開閉所（群馬県中之条町）がある。ここはすっかり関東の気候で空気が乾いている。東山梨変電所を抜けてさらに先に行くと、送電線に分断された日本の象徴、富士山が忽然と現れる。さらに北上し、神奈川の新秦野変電所を通り西東京変電所に至る。これらの鉄塔群は、多摩川付近で地下に消えていく。

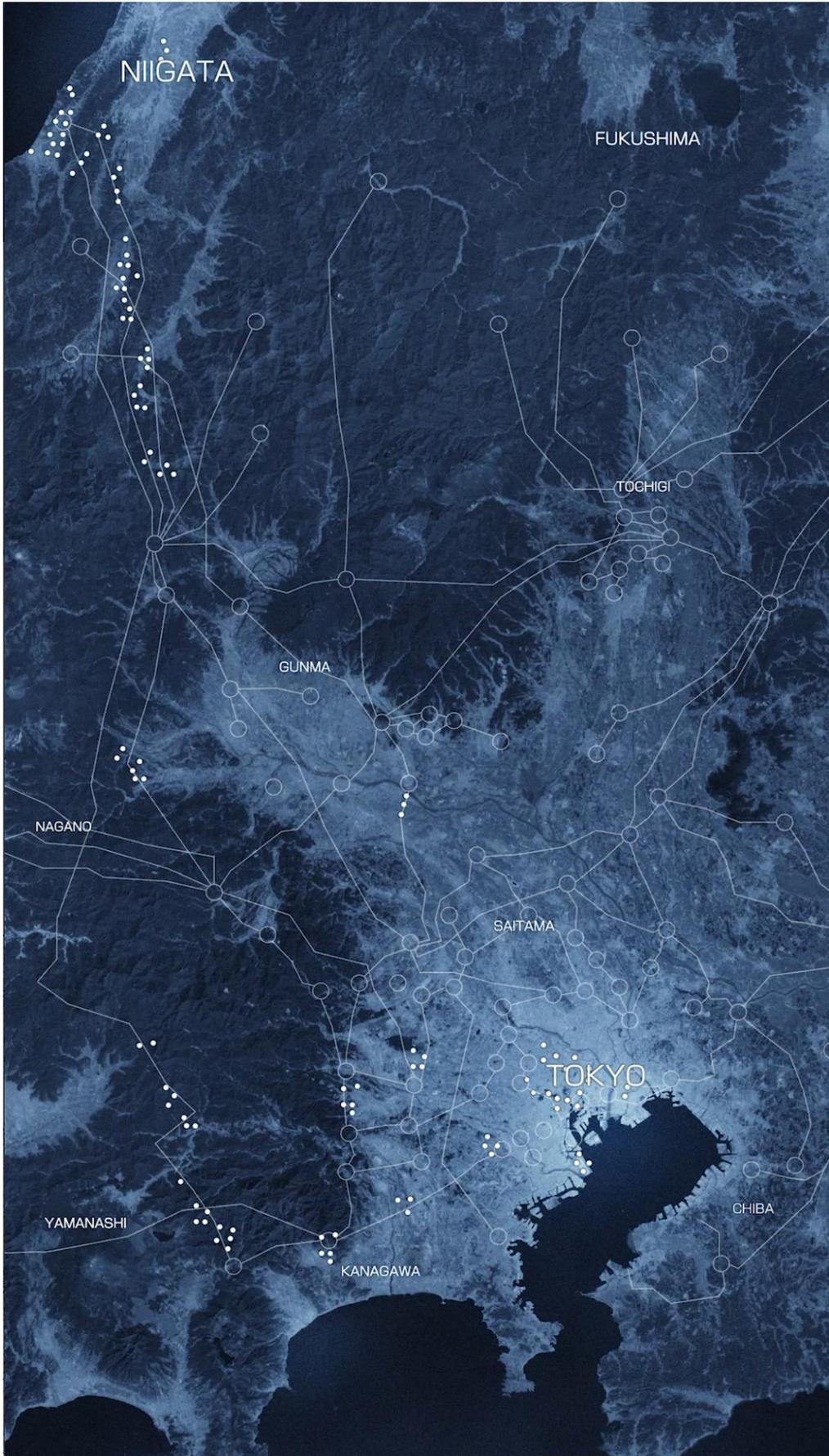
新潟は、言うまでもないが、日本有数の米作地域だ。江戸時代から荒れ狂う泥水と闘い抜いてきた歴史がある。日本で一番長い川を分水し、浅海の残存である潟の悪水を抜き美田を創り上げた。これが新潟のアイデンティティーだろう。しかし、その美田を保つための治水システムが完成を迎えようという1970年頃、皮肉にも減反が始まる。柏崎刈羽原子力発電所の計画が動き出したのは、そのころだ。急速に経済発展する日本の中で、東京に依存する新潟と、新潟に活かされている東京という相互関係が鮮明になっていく。その関係は高電圧の送電線ケーブルに象徴されている。

私は、新潟県新発田市に生まれ育ち、18歳から45歳までの27年間を東京で過ごした。現在、私は故郷に住みながら、東京を見つめ直している。刈羽村から東京へ約500キロの旅、これは、新潟と東京の関係を再考するためであり、新潟のアイデンティティーが今もあることを信じたいからだ。山を越えた先にある東京という都市、私は、その光の東を見つめ未来に思いを馳せた。

※この映像作品は、新潟市で開催される「水と土の芸術祭 2015」で発表し2017年に、文化庁メディア芸術祭第20回アート部門にて優秀賞を受賞している。

2：映像作品制作経緯 20分

東京を中心に活動していた頃、美術界の中だけで満足していた自分が、何故、「培養都市」のような映像作品を作り発表し、持続可能な社会について真剣に考えるようになったのかを明らかにします。私は、私の変化の中に、未来へのヒントがあると思っています。





新潟は「国策」とどう向き合ったか

新潟日報社論説編集委員
横山志保

キーワード：柏崎刈羽原発、巻原発、信濃川水力発電、新潟日報、中央と地方

はじめに

「新潟県は明治時代から、人や物資を首都圏に供給してきた。そして東京をはじめとする首都圏の電源地としての宿命を背負わされてきた」（新潟日報社 2017:69）。大正時代から、信濃川による水力発電、その後柏崎刈羽原発も加わり首都圏の電力需要を支えてきた。地域住民はこうした、エネルギーを求める動きを「国策」として、従順に受け入れてきたのだろうか。地元首長が強硬に反対した国鉄の信濃川小千谷第二発電所を巡る新潟日報の一連の報道と、二つの原発を巡る動きが活発だった 1970 年代の新潟日報の企画特集「新潟の原発」シリーズを手がかりに、本県が国策とどう向き合ってきたのかを検討する。

1. 信濃川水力発電

1983 年、信濃川に妙見堰と国鉄（当時）小千谷第二発電所を建設するという構想が明らかになる。新たな水力発電のための取水の影響を懸念し、十日町市長はこれに強く反対。当時の新潟日報紙面に「角さんが推進でも反対」という見出しがある。この時期、発電所を巡る駆け引きの記事には、各首長の動向に加え、県選出の国会議員の名前が頻繁に登場する。最終的には、国鉄側が十日町市に一部の水利権を認めることで合意し、1990 年に完成。「1、2 期（昭和 6—19 年）の国策工事では反対することもままならなかったが、今回の 5 期工事では、自分たちの言いたいことが言えた」という地元住民の声が取り上げられている。その後は水を取り戻そうとする住民の活動に報道の主体が移った。

2. 「新潟の原発」

1976 年にスタートした大型企画「新潟の原発」は、国による設置許可の審査が進む東京電力柏崎刈羽原発と、地元の合意形成の取り組みが続く東北電力巻原発を取り上げた。地域住民の懸念の声を報じているほか、地盤論議などにも正面から向き合った。柏崎刈羽も巻も、推進と反対に地域が二分しつつある状況下で、双方の当事者の意見を取り上げる努力が目立つ。キーパーソンを取り上げた連載「柏崎をめぐる群像から」でも、推進、反対のバランスを取っている。一方で、連載の見出しには「密室」「ごり押し」など国や東電の対応を批判する言葉が目立つ。1979 年には米スリーマイル原発事故を受けた連載「安全神話の崩壊」を展開し、原発の安全性に疑問を投げかけた。原発の安全神話への問題提起はその後、2007 年のシリーズ企画「揺らぐ安全神話」へとつながる、大きなテーマとなっていく。

おわりに

今回取りあげた 2 つのケースの報道を見る限り、新潟日報を挙げて建設反対の大きなキャンペーンをしたという形跡はない。賛否両論を取りあげ、一見中立性を守っているようにも見える。ただ、例えば田中

角栄の影響力が強かった 1970 年代に「検証・田中型政治」のキャンペーンで、信濃川水力発電を取りあげ、「新潟の原発」シリーズでも繰り返し電力会社や国の姿勢を批判したように、“中央”に対して物を言う姿勢はみられた。新潟日報の使命は「県民に寄り添」うことだという（新潟日报社 2017:13）。その観点から考えると、「国策」として推し進められようとした事業計画について、賛成、反対の意見は分かれていたものの、国や電力会社、国鉄（JR）に対する不信や不満は強くあり、地域住民は必要に応じてそれを表明していたといえるのではないか。

参考文献

新潟日报社編「川を上れ 海を渡れ—新潟日報 140 年」新潟日報事業社、2017 年。

阿賀野川・信濃川の水力発電形態と新潟水俣病
——「民衆の自然観」と「国家の自然観」の軋轢——

新潟大学名誉教授
大熊 孝

キーワード：阿賀野川、信濃川、水力発電、新潟水俣病、民衆の自然観、国家の自然観

はじめに

明治時代に近代的科学技術が導入されてから、富国強兵・殖産興業を急ぐあまり、自然は収奪と克服の対象となった。いわば「国家の自然観」のもとで、日本の自然は「国土」と捉えられ、その開発が進められた。それまで、庶民は身近な自然と共生し、自然に生かされていることを自覚しながら生業を立てていた。日本人であれば誰もが「山川草木悉有仏性」で表現される自然観を有しており、これがいわば「民衆の自然観」であった。

その「国家の自然観」と「民衆の自然観」が、明治維新以後の 150 年間、軋轢を起こしながら進展した。足尾鉍毒事件（1885 年顕在化）、水俣病（1956 年確認）、新潟水俣病（1965 年確認）そして 2011・3・11 福島原発事故などは、その軋轢の象徴といえる。

1. 発電専用の川になった信濃川・阿賀野川

信濃川も阿賀野川も徹底した水力発電開発が行われ、いわば発電のためだけの川になっている（図参照）。しかも、その電力はほとんど関東に送られ、地元で消費されることは少ない。阿賀野川沿いの磐越西線（1914 年全通）、只見川沿いの只見線（1971 年全通）、信濃川沿いの飯山線（1929 年全通）は、いずれも電化されていない。

信濃川も阿賀野川もかつては最上流近くまで鮭や鱒が無数に遡上しており、川沿いの住民にとって縄文時代以来重要な食糧となっていた。それが絶滅させられたのである。

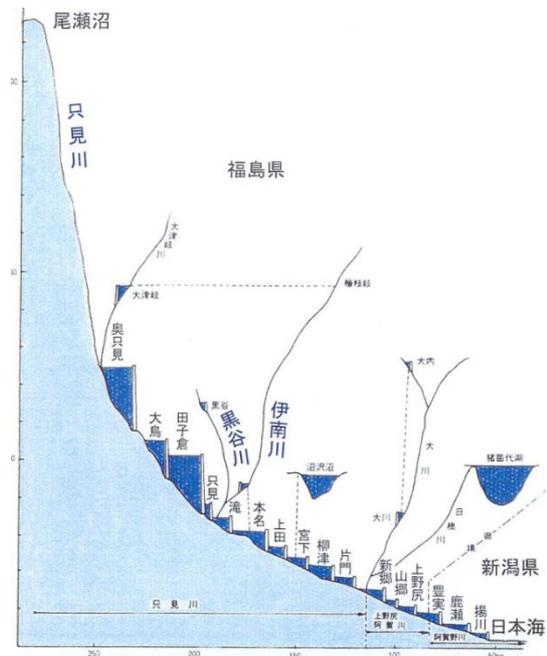


図 阿賀野川の発電形態
出典：「尾瀬と只見川電源開発」、只見町史資料集第 3 集、平成 10 年

2. 新潟水俣病の発生

阿賀野川では 17 基のダムがあるが、その最初に造られた鹿瀬ダム（1928 年竣工、堤高 32.6m）の電力は、地元開発型で昭和電工でアセトアルデヒドの製造に使われ、廃液として有機水銀が垂れ流され、新潟水俣病（1965 年確認）の発生原因になった。

足尾鉍毒事件（1885 年顕在化）や熊本水俣病（1956 年確認）も、近代文明によって人と自然の共生関係が断ち切られたがゆえに発生したものであるが、そのことへの認識の怠惰が阿賀野川での水俣病を再発させてしまったのである。

3. 宮中ダム増強計画と J A P I C 計画、そして柏崎刈羽原発計画

今から約 40 年前に、信濃川・宮中ダム（当時国鉄、現 JR 東、1939 年完成）の取水量増強計画、信濃川の水を利根川に送水する「関越総合水資源開発計画」（通称 JAPIC 計画、1979 年）、そして東京電力の柏崎刈羽原子力発電計画（1984 年運転開始）、が同時並行で進んでいた。これらの計画は、越後出身の総理大臣・田中角栄（1918～1993）が背後にいて強力に推進していた計画であった。1974 年 12 月に田中首相が辞職に追いやられたが、彼が政策として掲げた日本列島改造論（1972 年）が沸騰していた時期でもあり、まさに「国家の自然観」が吹き荒れていたともいえる時代であった。

JAPIC 計画は、田中角栄と反りの合わなかった新潟県知事君健男（1911～1989）が 1987 年に「関東分水影響調査検討委員会」（委員長・茅原一也新潟大学教授、大熊も委員になった。）を組織し、反対論を打ち上げ、計画の実行を阻止した。ただ、柏崎原子力発電と宮中ダムの取水量増強は実行された。田中角栄は三兎を追って、二兎は得たのであった

おわりに

近年、世界的にはダム撤去が行われており、日本では熊本県企業局の発電専用の荒瀬ダム（堤高 25m、1955 年完成）が 2018 年 3 月撤去された。信濃川・阿賀野川の多くのダムが、荒瀬ダムと同規模であり、撤去は不可能ではない。水力発電はクリーンエネルギーといわれるが、無数の生物と川沿いの住民を犠牲にしてきた。このまま「国家の自然観」を押し通すか、「民衆の自然観」を再興するかが問われている。

参考文献

関東分水影響調査検討委員会[1988]、「関東分水影響調査報告書」。

只見町[1998]、「尾瀬と只見川電源開発」、只見町史資料集第 3 集。

文明転換への挑戦——新潟の「エネルギー・デモクラシー」

新潟国際情報大学
佐々木 寛

キーワード：エネルギー・デモクラシー、コミュニティ・パワー、再生可能エネルギー、脱原発型社会、「3・11」（福島原発事故）、文明災、エネルギー植民地主義、2016 年新潟県知事選、行政との協働（パートナーシップ）

はじめに——「3・11」、福島第一原発事故をどうとらえるか。「文明災」の視点。

2011 年の東京電力福島第一原発の過酷事故をどうとらえるか、という問題は、現代日本における社会科学全般にとって依然として重大な挑戦であり続けている。本報告では、「フクシマ」の経験を、単なる「天災」や「人災」を超えた「文明災」として位置づけ、「フクシマ後」の世界を、「脱原発型社会」の実現という文脈でとらえてみたい。

1. 多層的な「エネルギー植民地主義」の形成

明治維新から 150 年の日本の近代史は、福島や新潟などの「地方」が東京のエネルギー供給地として位置づけられていった歴史でもある。電源開発の歴史は、近代国家の形成、そして近代戦争の歴史と歩みを共にしてきた。さらに、原子力発電所建設の歴史は、「ヒロシマ・ナガサキ」（第一の敗戦）の後、単に国内における南北問題（開発問題）の文脈のみならず、日本が東西冷戦構造の中で組み込まれていった国際原子力体制の文脈で理解される必要がある。

2. 「エネルギー・デモクラシー」の視点

「文明の血液」であるエネルギーのあり方は、社会のあり方そのものを規定する。19 世紀からの石炭が中心の「カーボン・デモクラシー」の時代、20 世紀の石油がつくりだしたグローバルな植民地システムの時代を経て、21 世紀以降の来るべき再生可能エネルギーの時代では、社会の構成原理が大きく異なる。

原子力エネルギーの軍民利用は、中央集権的で地域分断的な「原発型社会」の形成を促す。逆に、再生可能エネルギーの促進は、「地域分散ネットワーク型社会」と親和性が高い。民主主義の深化とエネルギーの民主化との関連性やダイナミズムをとらえる視点が「エネルギー・デモクラシー」の視点である。東アジアは、いわば軍民にまたがる「核」が集積する「核地域」であるが、各国の核開発の歴史と権威主義体制の形成とは緊密に関連している。

3. 東京電力柏崎刈羽原発をめぐる政治——2016 年新潟県知事選とその遺産

2016 年、「保守王国」新潟で原発再稼働反対派の革新系知事が誕生した。スキャンダルによって約 1 年半でその任期を終えたが、2018 年県知事選、2019 年参院選も含め、その後の新潟における原発政治に決定的な影響を与えることになった。特に、「新潟県原発検証委員会」が設立されたことは、原発をめぐる熟議デモクラシーの観点からも重要である。新潟では、1996 年の巻原発建設問題を契機として日本初の住民投票が実施されたが、世界最大級である柏崎刈羽原発の再稼働問題は、地方に発しながら、広く日本全体のエネルギー政策、および安全保障問題とも連動しつつ、新たなデモクラシーの地平を切り拓く可能性を秘めている。

4. コミュニティ・パワーの可能性——「おらってにいがた市民エネルギー協議会」の試み

新潟では、「3・11」の衝撃を契機に、2014年に「おらってにいがた市民エネルギー協議会」が設立された。「反原発」からさらに歩みを進め、「脱原発」、「卒原発」のための基本条件を、市民自らが創り出す試みである。地球温暖化問題、原発問題を克服するための、地産地消、「地産地所有」の自然エネルギーを促進することで、地域から首都圏に流出する資金や雇用を地域で循環させる仕組みを創り出す。日本全国にはすでに250以上もの「コミュニティ・パワー」が活動しているが、このように、個々の地方が「自立／自律」することで、「中央集権＝地方分断型国家」、そして「エネルギー植民地主義」を下から内破する契機が生み出される。

市民社会論の観点からは、こういった試みが、第一に、災害等の「安全」の問題を、市民社会が自らの重要課題として争点化することにより、「エネルギー安全保障」も含む「国家安全保障 (national security)」そのものの見直しや脱構築の道が切り拓かれる。第二に、市民社会が既存の行政や経済・金融・産業界と「いかに」連携してデモクラシーを実現してゆけるのかという、これまでの民主主義理論では不十分であったデモクラシーの実践性や包括性に関する議論を喚起する。

おわりに——「東アジア自然エネルギー共同体」の可能性について

ヨーロッパ共同体の起源は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体だった。仮に将来、東アジアの平和共同体が実現するとすれば、その出発点もまた、何らかのエネルギー共同体である可能性がある。「核地域」としての東アジアに、市民社会が国境を超えて下から創り出す、「東アジア自然エネルギー共同体」の構想は、同時に東アジアにおける恒久平和の構想でもある。

<主要参考文献>

- Timothy Mitchell, *Carbon Democracy: Political Power in the Age of Oil*, VERSO, 2011.
- 佐々木寛「政治理論における〈核〉の位置づけに関する若干の考察—『3・11』後の政治学のために」『立教法学』第86号、2012年
- 佐々木寛『『エネルギー・デモクラシー』の挑戦 — 新潟県原発検証委員会について』『日本原子力学会誌』Vol.59、No.12、2017

11月3日(日)
9:10-11:40
自由論題部会4(単独)

報告：富樫耕介(東海大学)

「紛争後のチェチェンにおける権威主義体制下の「平和」——「平和」をめぐる現地住民の言説の比較・検討——」

報告：Bastola Susmita(大阪女学院大学大学院)

“Nepalese Foreign Migration: Consequences of Armed Conflict”

報告：藤井広重(宇都宮大学)

「アフリカと国際刑事裁判所をめぐる関係性についての実証研究 ——アフリカ連合とローマ規程締約国会議での議論に着目して——」

討論：井上実佳(東洋学園大学)

討論：中内政貴(大阪大学)

司会：中村長史(東京大学)

紛争後のチェチェンにおける権威主義体制下の「平和」：
「平和」をめぐる現地住民の言説の比較・検討

東海大学教養学部国際学科

富樫 耕介

キーワード：権威主義体制と「平和」、紛争地の住民世論、チェチェン、ロシア

はじめに

甚大な被害を生み出す内戦に対し国際社会が和平仲介し、平和維持部隊を派兵することは、紛争再発のリスクを低下するとされる。だが、現実には国際社会の紛争地への武力介入は極めて少なく、紛争事例の半数が一方の軍事的勝利で終結している。紛争後には成熟した民主主義と強固な権威主義が紛争再発のリスクが低いと指摘されているが、一方の軍事的勝利の後には権威主義体制が構築されやすい。こうして生じる権威主義体制下の「平和」を住民はどのように受け入れているのであろうか。本稿では、紛争後に強固な権威主義体制下で安定しているチェチェン共和国において住民への調査を実施し、本問題に迫る。

1. 権威主義体制下の「平和」とチェチェン紛争

(1) 権威主義体制下の「平和」

本報告では「平和」を単に武力紛争が行われていない、「安定した状態」を指して用いる。現に紛争の約半数は、一方の軍事的勝利で終了しているが、紛争後に強固な権威主義体制が安定するのは、暴力的な弾圧を行う効果的なシステムを有しているためである (Frieden, Lake and Schultz 2018)。なお、一般的にある体制が権威主義的かを測る際には、その国の選挙に注目し、複数政党による自由で公平な競争があるのかという点から評価することが多い。

(2) チェチェン紛争と権威主義体制

チェチェン紛争とは、ロシア連邦の南部においてチェチェン独立派勢力が政権を奪取し、独立を主張することで始まった武力紛争である。1994年に第一次紛争が発生し、1997年に平和条約締結に至るも1999年に第二次紛争が発生した (富樫 2015)。紛争は、ロシアと親露派チェチェン勢力の勝利で終了し、現在チェチェンでは、カディロフ首長による強固な権威主義体制が構築されている。Freedom House は、2009年にチェチェンに対して行った評価で、政治的権利及び市民的自由に「最悪」(最低評価)を付している。

2. 先行研究と本報告の意義・調査方法

(1) 先行研究と本報告の意義

先行研究は、元来、ロシアとチェチェン独立派の紛争を主要な研究対象としてきた。チェチェン内部に目を向ける研究も近年増えてきたが、住民や世論に注目した研究は非常に少なく課題も多い。本稿では、権威主義体制下での住民世論の量的調査が困難であるという事情から質的調査(限られた調査対象者の言説分析)を試みる。旧ソ連でのインタビュー調査には種々の課題がある(松里 2013)が、権威主義下の住

民調査では被調査者の個人情報等も公開困難である。だが、本調査では「誰が言ったのか」ではなく「どのように何を言ったのか」が分析対象であり、この点は言説分析を通して理解を提示することが可能である。

(2) 調査方法

本報告は、2018年8月と2019年9月にチェチェンにおいて行なった調査をもとにする。調査対象者は一般の住民であり、知識人4名（60代男性2名、50代女性2名）、行政職員4名（40代男性1名、30代男性2名・女性1名）、技師1名（50代男性）、大学生1名（20代男性）、タクシー・ドライバー1名（40代男性）である。質問は、主に90年代の紛争及び独立派政権への評価と現在の「平和」に対する評価に関するものである。これは、現体制が90年代の混沌を現在の「平和」と対比させ、体制の正統性の源泉としているためであり（富樫 2019）、権威主義体制下の「平和」を考察する際に必要な住民世論の評価となる。

3. 「平和」をめぐる現地住民の言説

現在のチェチェン住民は、積極的か否かは別にし、現体制下のチェチェンで生活していくと決めた人々である。この点で在外離散民や難民とは異なる現在のチェチェンに対する評価が予期される。調査の結果、全体的に多くの被調査者が現体制の強調する「90年代の多難・混沌」と「現在の安定・復興」を対比的に言及していた。他方で、90年代に対する評価は必ずしも否定的なものだけではなく肯定的な言説も多く見られた。また現地住民は、現体制の問題点も冷静に理解し、内心反発している様子も言説から見られたが、同時にこれを止むを得ないものとして受け入れざるを得ないという態度が言説からも観察できる。

おわりに

権威主義体制下の住民調査では、事前の被調査者選定や性別・年齢別母数の調整等が困難である。また今回は先行研究も殆どない調査であり、信頼性の問題から現地で知り合いを介し被調査者を広げたため、課題も多い。他方で、権威主義体制下の「平和」に対する現地住民の認識や評価を問う研究が十分でない中で有用な理解も得られた。即ち、住民は権威主義下の「平和」を積極的に受け入れながらも、現在の「平和」の矛盾やそれ以前の時代の肯定的側面も冷静に評価している。圧政下で政治的代替性がない現状に単に失望するのでも追従するのでもない、住民の主体性を本調査から読み取ることができるかもしれない。

参考文献

- 富樫耕介（2015）『チェチェン 平和定着の挫折と紛争再発の複合的メカニズム』明石書店
——（2019）「マイノリティの掲げる「国家」が変化するとき」『ロシア・東欧研究』第47号、pp.81-97
松里公孝（2013）「政治学者のインタビュー」『新史料で読むロシア史』山川出版社
J. Frieden, D. Lake and K. Schultz (2018) *World Politics*, W W Norton & Co Inc

Nepalese Foreign Migration: Consequences of Armed Conflict

Graduate School of Osaka Jogakuin University (Graduate student)

Bastola, Susmita

Keywords: Armed conflict, migration, political instability, inequality

Introduction and purpose: Once the armed conflict formally ended, people did not stop leaving their country and migrants did not willingly return. Why? I argue that in case of Nepal the consequences of armed conflict are the leading factor of increasing the number of migrants. Political instability, lack of good governance and struggle to have better economic livelihood are some post-conflict features of Nepal which support migration. This study investigates with hopeful intention about how the aftermath of armed conflict is related with the increasing number of Nepalese migrants.

1. Background: Nepal has undergone ten years of armed conflict from 1996 to 2006, which directly and indirectly promoted both internal and international migration. In recent years, more than 6 million people migrated from Nepal, covers 20 percent of the total population, and more than half of the working-age population. The number of migrants intensified during the time of conflict and continued even after the end of armed conflict.

2. Consequences of armed conflict: Armed conflict caused the loss of 17,000 human lives and thousands of others were tortured, forcibly recruited, kidnapped and displaced from their place. Many people lost their jobs as industries, and agriculture-based small enterprises were forced to close. Besides, government and military officers, police, and teachers resigned from the jobs because of threats and torture, and this made them unable to return to their jobs even after the end of armed conflict. In post-conflict time, transitional political and economic stagnation and power-sharing among the different political parties lead the country towards the complex perplexity which delays the process of addressing conflict related issues such as management of weapons and combaters, reconciliation and rehabilitation for needy people .

3. Armed conflict and migration: Nepalese politics and economy have undergone in dilemmas which left behind the people's expectations of justice, welfare, and equality. The priorities of national budget shifted for post-conflict management which did not invest to reconstruct infrastructure and create employment opportunities. Hundreds of thousand people

became jobless because of the deterioration of agriculture production and diminishing the number of tourists which are the major backbone of the Nepalese economy and which have not yet fully recovered. The strikes and demos caused by the frustration of people are continues, so Nepalese people migrated to foreign countries in search of better economic and academic opportunities.

4. Conclusion: My research findings indicate that, the critical transitional post-conflict situation of the country led to the fragile uncertainty of better living conditions among people. People are migrating or intended to migrate because of the frustration, dissatisfaction and lack of justice, inequality and political instability which are the leading causes of unemployment and poverty.

5. References (partial list):

Adhikari, Deepak 2017. Ten years after war, Nepal ex-Maoist combatants turn to commerce (Deutsche Presse-Agenture, GmbH, Hamburg, Germany)

Department of Foreign Employment of Nepal 2015. Labour Migration for Employment. A Status Report for Nepal: 2015/2016

Jason, Miklian 2009. Post-Conflict Power Sharing: The Case of Nepal (PRIO South Asia Briefing Paper #2, International Peace Research Institute, Oslo (PRIO))

National Living Standards Survey 2011. Living Standard Survey Statistical Report Vol. 2 (Central Bureau of Statistics, National Planning Commission, Nepal)

Piya, Luni and Joshi, Niraj, Prakash 2016. Migration and Remittance in Nepal: A Review of the Push-Pull Factors and Socioeconomic Issues (Journal of Contemporary India Studies: Space and Society, Hiroshima University Vol.6: 41-53, 2016)

アフリカと国際刑事裁判所をめぐる関係性についての実証研究
——アフリカ連合とローマ規程締約国会議での議論に着目して——

宇都宮大学地域創生科学研究科・国際学部

藤井 広重

キーワード：国際刑事裁判所（ICC）、アフリカ連合（AU）、ローマ規程締約国会議、国際機構と国家、司法および人権アフリカ裁判所（ACJHR）

はじめに

国家元首や政府高官が外遊のため諸外国を訪問する機会は過去と比較して非常に増えている。一年を通して、国際会議や二国間の協議などが頻繁に開催されているが、従来特権免除を享受してきた者たちに対し、2002年から活動を開始したローマ規程に基づく国際刑事裁判所（ICC）は、訴追免除を認めていない。しかし、その実効性には疑問が呈されている。なぜなら、ICC から逮捕状が発布されているスーダンの国家元首（当時）は、逮捕されずに諸外国への外遊を繰り返していたからである。スーダン（ダルフル）の事態は、2005年に国連安保理によってICCに付託され、このときにスーダンの国連大使は「ICCは、はじめから開発途上国や弱い諸国家（weak States）に対して向けられており、優越する文化を行使するため、また、文化的優越性を押しつけるための道具である」と批判した（UN 2005）。しかし、自らも弱い国家と称しながらも、現実にはICCによる法の執行を巧みに回避してきている。国際政治学のリアリズムでは、一般的に国家の力によって国際法が制限されており、国際関係において法は、力のある国家の行動を制限する機能がないとみなされ、力が弱い国家が国際法の制限を受けると考えられてきた。ここで改めて検討すべきことは、ICCが大国とは言えない国家に対しても機能していない事例に対し、どのような視座を用いて分析を行うことができるのかということではないか。つまり、本研究報告の目的は、アフリカ諸国が、自らが求めているICCからの司法介入に対し、いかなるスタンスを選択してきたのか、またそれを可能とした要因は何かという問いに答えることである。

1. 国際機構と国家との関係性におけるアフリカの位相

国際機構と国家との分析において、これまでも大国が自己の利益に適うよう国際機構に影響力を行使してきたことが論じられ（Krasner 1991; Steinberg 2002）、逆に、大国とは言えない国家は、大国の国際機構に対する支配的な試みを支持することと引き換えに利益を得てきたことが指摘されている（Moravcsik 1991; Schneider 2011）。先行研究において、国際機構はあくまでも大国との関係で論じられることが多く、アフリカは暗黙のうちに、国際機構を受け入れるか、それとも受け入れないかの二者択一の選択肢しか与えられていない客体として扱われてきた。そこで、本研究がまず提示することは、大国とはいえないアフリカがICCに対し影響力を行使する、もしくは行使しようと試みているプロセスについて考察するための理論的分析枠組みである。そして、研究対象として取り上げるのが、アフリカ諸国がICCに対するアプローチを議論しているアフリカ連合と、アフリカ連合での議論をアフリカの意志として議論の俎上に乗せられているローマ規程締約国会議である。本研究は、国際関係におけるアフリカを客体としてではなく主体として

捉え直す作業を進め、両アリーナでの議論を考察することで、悪化したアフリカと ICC の関係性についてより立体的な分析を行い、アフリカ連合とローマ規程締約国会議で展開された政治動学と両者の相互作用を明らかにする。

2. アフリカ連合

本節では、アフリカ連合での ICC に関する三つの議論を考察する。一つは、スーダンのバシール元大統領に対する逮捕状の発布を契機とした ICC に対する非協力決定。二つは、ICC の代替メカニズムとして設置が検討されてきた司法および人権アフリカ裁判所(藤井 2019)。最後に、2017 年 1 月のアフリカ連合総会で ICC に対する脱退戦略と題した文書(Withdrawal Strategy Document) の成立についてである。

3. ローマ規程締約国会議

本節では、ローマ規程締約国会議での二つの議論を考察する。一つが、ICC からの協力要請に違反した国家に対する締約国会議内での議論。二つが、ローマ規程や手続き法規などの ICC の法的枠組みの改定についての議論である。とりわけ、後者は、2013 年のローマ規程締約国会議にて、ケニアによる裁判所手続き改定の試みが成功していることに焦点を当てる。

おわりに

先行研究では、非常に限定的な条件下でのみアフリカがアフリカを超えたガバナンスに影響を行使することができないことを提示していた (Welz 2013)。だが、本研究報告が明らかにしたことは、アフリカは ICC に対して影響力を行使するために、大国や安保理からの支持を必ずしも取り付ける必要はなく、ローマ規程締約国会議の場にて、実定法の改正を試み、そして、成功しているアフリカの姿である。アフリカ諸国が ICC に対して支配的になれるということは、ICC が有力ではない国家/弱い国家からも、影響力を行使される弱い国際機構である、もしくは設立当初と比較して弱い国際機構になってしまったことを同時に示していると考えられる。

参考文献

- Krasner, Stephen D. (1991) "Global Communications and National Power: Life on the Pareto Frontier," *World Politics* Vol. 43, No. 3, pp. 336-366.
- Moravcsik, Andrew (1991) "Negotiating the Single European Act: national interests and conventional statecraft in the European Community" *International Organization*, Vol. 45, Issue 1, pp.19-56.
- Schneider, C.J. (2011) "Weak States and Internationalized Bargaining Power in International Organizations," *International Studies Quarterly*, Vol.55, pp.1-25.
- Steinberg, Richard H. (2002) "In the Shadow of Law or Power? Consensus-Based Bargaining and Outcomes in the GATT/WTO" *International Organization*, Vol. 56, No. 2, pp. 339-374.
- UN Doc. S/PV.5158, 31 March 2005.
- Welz, Martin (2013) "The African Union Beyond Africa: Explaining the Limited Impact of Africa's Continental Organization on Global Governance," *Global Governance*, 19(3), pp. 425-441.
- 藤井広重(2016) 「国連と国際的な刑事裁判書：アフリカ連合による関与の意義、課題および展望」国際連合学会編『国連研究第 17 号』国際書院, 121-148 頁。
- (近刊)「司法及び人権アフリカ裁判所設置議論の変容：国際刑事裁判所との関係性からの考察」『アフリカレポート』57 巻。

11月3日（日）

14:20-16:50

部会3（企画委員会企画）

「惑星限界の平和学——非ヒトとの共生のために」

報告：中野佳裕（早稲田大学地域・地域間研究機構次席研究員）

「玉野井芳郎の地域主義：人新世におけるその現代性と可能性」

報告：土佐弘之（神戸大学）

「人（資本）新世におけるポスト・ヒューマニズム：類としての人間を超える／分断する政治」

報告：古沢広祐（國學院大學）「共生・共存パラダイムとグローバル資本制社会」

討論：羽後静子（中部大学）

討論：横山正樹（フェリス女学院大学名誉教授）

司会：勅使川原香世子（明治学院大学国際平和研究所研究員）

玉野井芳郎の地域主義——人新世におけるその現代性と可能性

早稲田大学地域・地域間研究機構 (ORIS)

中野佳裕

キーワード：人新世、脱開発、脱成長、トランジション・デザイン、玉野井芳郎、地域主義

1. はじめに

21 世紀が近代の過去の時代と大きく異なるのは、産業社会の逆生産性が様々な次元において顕在化し、その影響が地球規模に拡大している点である。なかでも地球温暖化の加速度的な進行は人類の生存条件を劇的に変容させており、それがもたらす破局的な未来像は、国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の一連の報告書や、気候変動が要因とされる自然災害の頻発によって日に日に現実味を増しているといえるだろう。

今世紀初頭に一部の地質学者によって「人新世 (Anthropocene)」という地質学上の新たな時代区分が提唱され、産業革命以後の人間の活動の地質学的影響力が問題視されるようになってきたのも、そのような時代状況を反映している。今日、人新世を巡る言説は地質学の特定の問題領域を超えて幅広い関心を集めており、世界の人文・社会科学のパラダイム転換を引き起こしつつある。パラダイム転換の主な内容は、①生産力至上主義的な発展パラダイムの限界の顕在化、②人間と自然を分離して捉える二元論的存在論 (dualist ontology) から関係中心的存在論 (relational ontology) への転換、③持続可能な世界への移行を目指すトランジション・デザイン (transitions design) の台頭である。

2. トランジション・デザインと脱開発論

トランジション・デザインを牽引する有力な思想潮流の一つが脱開発論 (postdevelopment) である。1990 年代初頭に最初の国際会議が開催されて以来、脱開発論は、西欧近代が普及した経済発展パラダイムに基づく開発政策を「近代のデザイン・プロジェクト」と捉え、世界の様々な地域におけるその文化的・社会的・生態学的影響を批判的に研究してきた。その最初期の研究は、南側諸国の開発政策がもたらす地域コミュニティの自律性と文化の破壊に焦点が当てられており、オルタナティブな社会のビジョンも南側諸国の民衆の草の根のコミュニティ運動の文脈から探求されていた。

しかし 21 世紀に入り、消費社会のグローバル化が地球生態系に与えるマイナス影響が深刻化する中で、先進工業国のパラダイム転換も構想する必要が出てきた。南ヨーロッパの脱開発論者たちを中心に先進工業国の脱成長 (décroissance) が提案されるに至ったのは、そのような理由からである。今日、世界の脱開発パラダイム研究は、北側諸国と南側諸国の各地域に残る非近代的な思想文化や非資本主義的なコミュニティ経済を再発見・再評価しながら、持続可能で多面的な世界への移行 (トランジション) のシナリオを構想している (Escobar 2017)。

3. 玉野井芳郎の地域主義の現代性

玉野井芳郎の地域主義は、日本におけるトランジション・デザインの水脈の中でも先駆的な位置を占め

るものであり、現代の国際的議論の中で更なる深化が期待できる理論である。1970年代半ばに玉野井が提唱した地域主義は、日本の公害事件が引き起こした深刻な生命破壊現象に対する反省の中から提唱された。それは平和の基礎に生命の持続的な再生産という理念を置き、エコロジーに基づく地域分権型の経済体制を構想するものだった。理論面において玉野井は経済学のコペルニクスの転回を推進し、熱力学に基づく独自のエコロジー経済学—生命系の経済—を確立した。また、エコロジーに日本独自の風土的感性—水土のマトリックス—を導入することにも貢献した。

もちろん、玉野井の思想は時代の制約も受けており、地球温暖化の深刻化も、新自由主義グローバル化が引き起こす生活と生命の徹底的な商品化も、都市化とモビリティの地球規模での高まりも予見してはいなかった。しかし彼の地域主義が提案する未来社会構想は、21世紀に出現したトランジション・デザインの諸理論・諸言説と共振する様々な概念装置を提供している。本報告では、玉野井思想の現代性について①エントロピー概念と「賢明な破局主義」(Dupuy 2002)の関連性、②生命系の経済の存在論の現代性、③「共=コミュニティ」再構築の現代的意義について説明する。

4. おわりに—未完の問題領域を拓く

最後に、玉野井の地域主義を21世紀のトランジション・デザインの基礎理論として発展させていくために、二つの未完の問題領域の探求について触れる。第一の領域は、既に筆者が別の論文(中野 2016; Nakano 2019)で指摘していることだが、「〈南〉のエピステモロジー」(Sousa Santos 2016)に関わるグローバルな研究の中で、地域主義を「場所の感性論」の方向へと進化していく道である。第二の領域は、本報告で初めて提案することであるが、晩年の玉野井が直観的に提起した「物質の現存在」(玉野井、1985、pp. 73-74)という考えに着目し、人間の生活空間の「かたち」について考察を深めることである。この第二の領域は、「経済形態学 (economic morphology)」と呼ばれうる道を開拓することになるだろう。

【参考文献】

- 玉野井芳郎 (1985) 『科学文明の負荷—等身大の生活世界の発見』 論創社。
- 中野佳裕 (2016) 「〈南型知〉としての地域主義—コモンズ論と共通感覚論が出会う場所で」、中野、ラヴィル、コラッジオ編 『21世紀の豊かさ—経済を変え、真の民主主義を創るために』 コモンズ。
- Dupuy, J.-P. (2002). *Pour un catastrophe éclairé: Quand l'impossible est certain*. Paris : Le Seuil.
- Escobar, A. (2017). *Designs for the Pluriverse: Radical Interdependence, Autonomy, and the Making of Worlds*. Durham and London: Duke University Press.
- Nakano, Y. (2019). 'Postdevelopment in Japan: Revisiting Yoshirou Tamanai's Theory of Regionalism' in E. Klein and C. E. Morreo (eds.) *Postdevelopment in Practice: Alternatives, Economies, Ontologies*. London and New York: Routledge.
- Sousa Santos, B. de. (2016). *Epistémologie du Sud : Mouvements citoyens et la polémique sur la science*. Paris : La Desclée de Brouwer.

人世世／資本新世という危機におけるポスト・ヒューマニズムの政治

神戸大学
土佐弘之

キーワード：人間中心主義、人新世、資本新世、気候正義、反・再帰性、右翼ポピュリズム

はじめに ポスト・ヒューマニティをめぐる政治:類としての人間を超える／分割する

約一三八億年、約四六億年、約四十億年、そして約七〇〇万年。それぞれ、宇宙の誕生、地球の誕生、生命の誕生、そして人類の誕生から経過したと推定される時間だ。四六億分の七〇〇万、つまり約千分の一と考えれば、地球の歴史全体からすれば人類の歴史は極めて短いものといえよう。そして今、その人間活動によって引き起こされた地球温暖化などの地球システムの危機から、過去に五回あったとされる生物の大量絶滅と同じような破局的な現象、第六次大量絶滅が起きるのではないかと言われはじめている(Kolbert 2014)。実際、気候変動(地球温暖化)、生物多様性の喪失、窒素・リンや人工的化学品による汚染、成層圏オゾン層の破壊、海洋の酸性化などを通じてプラネタリー・バウンダリー(惑星の限界)が可視化されつつある(Rockström and Klum 2015)。もちろん人間活動がその限界を破り地球システムの危機を招来し自らの絶滅を引き起こしたとしても、耐性のある生物、少なくともバクテリアなどは生き残り、また、そこから新たな生命進化の歴史が刻まれる可能性はあるが、少なくとも、作家のアラン・ワイズマンが描いたような『人類が消えた世界(The World Without Us)』がリアリティを帯びつつあることは確かである。絶滅(extinction)というキーワードがアカデミズムの世界でも切実感をもったバズワードになりつつある一方で(Colebrook 2014; Rose et al. 2017)、その不安感を梃子に人々にレジリエンスを求めながら、(炭素排出取引に見られるように)不安さえも利益に還元し資本蓄積に組み込もうとするネオリベラリズムの統治も見え隠れする(Evans and Reid 2014)。そうした文脈の中で、ポスト・ヒューマニティといったこともさかんに議論されるようになってきているが、ここでは、そうしたポスト・ヒューマニティをめぐる政治を中心に考えてみたいと思う。

(中略)

簡潔にまとめると、ポスト・ヒューマニズムとは、「イデオロギーとしてのヒューマニズム」がネオリベラル資本主義の矛盾の累積とともに一層の行き詰まり状態に追い込まれていく中で立ち現れてきた思想・政治で、一つは、批判的ポスト・ヒューマニズムといわれるもので、「類としての人間を超える思想・政治」である。その一方で、「類としての人間を分割する政治・思想」、つまり差別主義をあえて前面に押し出すネガティブなポスト・ヒューマニズム(反ヒューマニズム)が右翼ポピュリズムの隆盛と連動する形で勢力を増してきている。現実の政治においては、後者のネガティブなポスト・ヒューマニズムが次第にヘゲモニーをもちつつあるようにさえみえる。しかし、前者の批判的ポスト・ヒューマニズムが後者に押し切られた時、本当の意味でのカタストロフが到来することになるのは言うまでもないであろう。それを避けるためにも、類としての人間を超える思想・政治の方向性、少なくとも人間以外のモノを人間にとっての

道具としてしか見ない「頑なな人間中心主義」から人間以外のモノに内在的価値を認める「弱い人間中心主義(Hargrove 1992)」への転換の道筋を探るとともに、それを阻む「強硬で排他的な人間中心主義」とその亜種である「類としての人間を分割する政治」を精査し、それを克服する端緒を掴む必要があるであろう。

* * *

本報告では、以上のような問題意識を前提に、人新世という危機においてポスト・ヒューマニズムの政治が直面している問題点について、チャクラバルティの論攷を叩き台にしながら、類としての人間にこだわることの罣などについてエコ・マルクス主義の知見を補助線にしながら考察していく。

概略は下記の通り。(なお、議論の詳細、参考文献等について興味のある方は、ペーパーを参照してください。)

1. <人間の歴史／自然の歴史>という分節化の問題
2. 人の間における不平等の問題：人新世から資本新世への視座転換
3. 物質代謝論の射程と限界：エコ・マルクス主義の論争（二元論／一元論）を超えて
4. 反・再帰性の政治：右翼ポピュリズムと気候変動説否認の連動

キーワード：

はじめに

「世界がぜんたい幸福にならないうちは 個人の幸福はあり得ない」（宮沢賢治『農民芸術概論』）の言葉のように、誰かの不幸を前提とするような状態や自分一人だけが幸せな世界は成り立たない。しかし、人の世界には共感・協調だけでなく、競争心、優越感、ねたみ、差別意識などが伴いがちである。長い人類の歴史を振り返ると、生存競争以上の激しい敵対や抗争が繰り返されてきた。内戦や国をあげての戦争、大量殺戮（ジェノサイド）にいたるまで、無数の争いが起き、今も各地でこうした事態は起きている。多数の兵器が存在し、人類を幾度でも全滅させうる核兵器まで生み出して、手放すことができないのが今の世界の現実でもある。『農民芸術論』の引用の中で続いて記されているのが次の言葉である。

「自我の意識は 個人から集団 社会 宇宙と次第に進化する・・・（中略）・・・新たな時代は 世界が一の意識になり生物となる方向にある。正しく強く生きるとは 銀河系を自らの中に意識してこれに応じて行くことである・・・（後略）・・・」

彼の残したこの言葉の意味をどう考えるか、改めて現代の視点から問い直してみよう。

1. マクロ的視点から新たな世界認識

アフリカを起源に人類は、ゆっくりとした歩みのなかで地球の各地に分散化した。地域的な諸文化や広域にまたがる諸文明を形成しつつ、大航海時代（15 世紀）後、私たちは再び一体化（統合化）をつよめて今日に至っている。20 世紀以降、人類の活動領域は地球外の宇宙にまで広がり出している。

しかし人類の大繁栄の半面では、地球の生物種の数多くが絶滅し、気候大変動を引き起こすなど、存在基盤自体を揺るがしている。他方、自分と世界を宇宙的な視野からとらえ直すことで、今の世界が非常に狭い部分でしかないことが自覚できる時代を迎えている。日常世界の利害対立や民族対立などを相対化することで、世界が刷新される可能性（新たな世界認識）を手にできるかもしれない。人類がどういった歩みの中で現在に至ったか、大きなマクロ的視点から宇宙スケールで認識しなおす枠組みを協働知の試みとして探ることはどこまで有効であろうか。

人間活動のスケールは、世界へ、宇宙へと向かう外的な活動領域とともに、もう一方では内面的な意識ないし認識面においても大きく拡張してきた。本報告では、大枠のとらえ方を提示するとともに（幾つかの概念図）、とくに「社会経済領域」の総体を把握するために資本概念の再構築の試論を試みたい。

2. 人新世・ホモ・デウス・資本新世

人新世をめぐる議論とともに、ホモ・サピエンスが地球上で特異的繁栄をとげてきた経緯について明快に示したのが、Y.N.ハラリである（ハラリ 2016、2018）。人間中心主義の成果である点を強調しつつ、その

成果自体が人間という存在を変えてしまう可能性を、ポスト・ヒューマン的な存在になると見通してホモ・デウスという造語で提示したのだった。人間中心主義が生み出した多くの成果の最終的帰結として、全ての情報を掌握して操作していく能力の肥大化の極点において、ホモ・デウスは想定されている。変容していく人間の姿を、象徴的な存在「ホモ・デウス」として思い描くことは一見してわかりやすい。

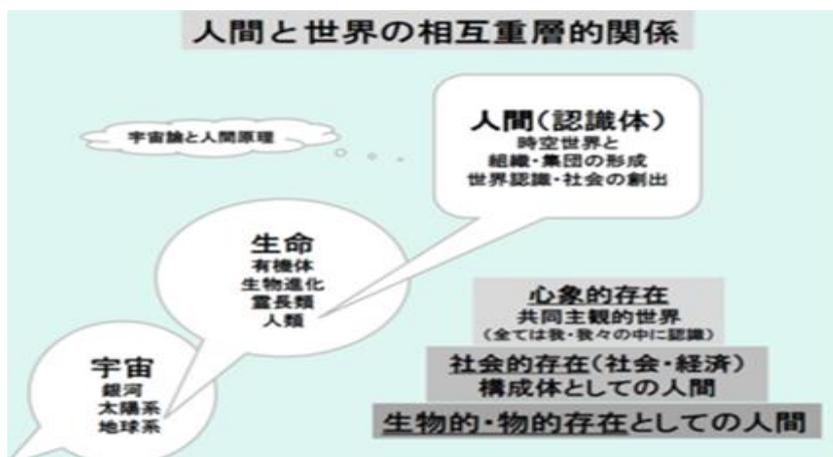
しかしながら、人間をとらえる視点としては、資本新世といった用語で示されるような経済活動（資本の拡大増殖運動）が創り出すダイナミックな構成体としてとらえる批判的視点の方がより本質的で重要だと思われる。人新世について論じるダナ・ハラウェイの興味深い指摘としては、人間一般を一括りで議論するのではなく、価値増殖（資本蓄積）の拡大が地球全体を覆いつくす「資本新世」というとらえ方や、工場式畜産や広大なモノカルチャー（単一栽培）がグローバルに展開して未曾有の自然収奪を引き起こしているとする「植民新世」などという見方の重要性を提起している（ハラウェイ 2017）。

3. グローバル資本制社会と共生・共存パラダイム

本報告では、時間的制約もありハラリとハラウェイを引き合いにしつつ、グローバル資本制社会をめぐる論点とできれば社会編成の組み換えとしての共生・共存社会について論じたい。人間存在とは、拡張様式として資本形成をしながら拡大増殖するメガマシンの有機体を構成しつつ、各種制度など経済・社会・文化システムで成り立つ超有機体のような姿として相対視できる。そうした視点から人間存在の実像をとらえ直す意義と方向性に関して、多角的に議論できればと考えている。

参考文献

- Y.N. ハラリ（2016）『サピエンス全史：文明の構造と人類の幸福』柴田裕之訳、河出書房新社。
 同（2018）『ホモ・デウス：テクノロジーとサピエンスの未来』柴田裕之訳、河出書房新社
 D. ハラウェイ（2017）「人新世、資本新世、植民新世、クトゥルー新世」『現代思想 2017 年 12 月』青土社
 古沢広祐(2016) 「人類社会の未来を問う—危機的世界を見通すために—」『総合人間学 10』総合人間学会
 同(2019) 「ホモ・サピエンスとホモ・デウス、人新世（アントロポセン）の人間存在とは？」総合人間学会
 （総合人間学会誌はネット公開：http://synthetic-anthropology.org/?page_id=334）



(参考図、筆者作成)

日本平和学会 2019 年度
秋季研究集会 分科会プログラム

11月2日(土) 12:10-14:10

①「ジェンダーと平和」分科会

テーマ：イスラームとジェンダー(仮)

報告者：佐伯奈津子(名古屋学院大学)

「インドネシア・アチェ州におけるイスラーム刑法と女性・性的少数者」

討論者・司会：近江美保(神奈川大学)

②「難民・強制移動民研究」分科会

テーマ：難民・強制移動研究の理論と方法

報告者：未定

討論者：未定

司会：池田仗佑(富山大学)

③「非暴力」分科会

テーマ：現代における「非暴力」概念の意義を考える

報告者：寺島俊徳(関西大学)「ジーン・シャープの非暴力思想」

司会：藤田明史(立命館大学)

④「平和と芸術」分科会 *開催校共同企画

テーマ：芸術はいかに暴力に抗うか? : 山形国際ドキュメンタリー映画祭 2019 開催によせて

報告者：黒田俊郎(新潟県立大学)

「映像作品と平和～映像のリアリズムとアクチュアリティ～」

報告者：湯浅正恵(広島市立大学)「多様性と対話をめぐる行政、市民、アーティスト」

討論者：小林誠(お茶の水女子大学)

司会：佐藤壮広(立教大学)

⑤「公共性と平和」分科会

テーマ：平和創造における教育と宗教の公共的使命について考える

報告者：鶴見直人(代表)(関西外国語大学)、岸野浩一(関西外国語大学)、小田桐確(関西外国語大学)

「時事問題と大学教育における公共性を巡る一試論(予備的考察)」(仮)

報告者：玉井雅隆(東北公益文科大学)

「CSCEプロセスに見る公共財としての『平和』と宗教」

討論者：臼井陽一郎(新潟国際情報大学)

司会：玉井良尚(京都先端科学大学講師)

インドネシア・アチェ州におけるイスラーム刑法と女性・性的少数者

名古屋学院大学
佐伯奈津子

キーワード：イスラーム、女性、性的少数者、ジェンダー、普遍的人権原則

はじめに

東南アジアで最初にイスラームを受容し、「セランビ・メッカ（メッカのペランダ）」と呼ばれるインドネシア・アチェ州は、マラッカ海峡に面し、インド洋に向かって開けていることから、ヨーロッパ＝中東＝インド＝中国を結ぶ交易の中継地点として栄え、多様な民族・文化が融合する開かれた社会であった。しかし、近年、イスラームの名のもとに、普遍的人権原則に反するような権利の制限や少数者への不寛容・排外主義が高まっている。

1. アチェ紛争とイスラーム法適用

アチェでイスラーム法が適用されるようになったのは、「ナングロー・アチェ・ダルサラーム州としてのアチェ特別州への特別自治に関する 2001 年法律第 18 号」施行以降のことである。アチェでは 1976 年よりインドネシアからの独立運動が存在、インドネシア国軍による軍事作戦が展開されてきた。1998 年のスハルト退陣後、軍事作戦による人権侵害が国内外で批判され、また当時の改革・民主化の流れから、インドネシア政府はアチェ問題の解決を迫られる。メガワティ・スカルノプトリ政権で出された解決策が、アチェに対して、イスラーム法適用を含めた広範な自治権を与えるというものだった。

インドネシア政府は、アチェ問題を民族解放や人権よりイスラームの文脈で理解しており、アチェでイスラーム法を適用することによって、問題を解決できると考えていた。しかし、このイスラーム法適用に対して、自由アチェ運動も市民社会も強く抗議した。第一の理由は、そもそも独立闘争は、天然資源収益の分配をめぐる起きたものであり、また闘争の拡大はインドネシアによる人権侵害が原因であり、イスラーム法適用では問題は解決されないというものだった。第二に、アチェがイスラーム原理主義者、イスラーム過激派であるというスティグマを押すことによって、インドネシア政府がアチェに対する国際社会の支援を断とうとしているというものであった。自由アチェ運動は、1950 年代にアチェで起きたダルル・イスラーム反乱とは異なり、民族解放を目的としており、とくにスハルト退陣後は、国際社会の支援を受けるため、人権を前面に出していた。

2. 紛争後のアチェにおける新たな暴力

しかし、2004 年末のスマトラ沖地震・津波で甚大な被害を受けたことをきっかけに、2005 年 8 月、インドネシア政府と自由アチェ運動の和平合意が結ばれたあとのアチェでは、これまでと異なる傾向がみら

れるようになっている。シャリア警察（WH=Wilayah Hisbah）による取締りや、イスラーム法に違反した人への鞭打ち刑がおこなわれるようになり、地方ごとに女性の服装、男女が同じテーブルで食事をすること、女性のバイクの乗り方などが規定されるようになった。LGBT など性的少数者やセックスワーカーが拘束されたり、パンク青年が拘束・再教育されたり、キリスト教会が閉鎖されたり、イスラームの名のもとに、普遍的人権原則に反するような権利の制限や少数者への不寛容・排外主義が高まっている。和平合意後、アチェは永続的な平和を求めて歩み出したが、むしろ新しいかたちの暴力が発生している。

3. イスラーム刑法に対するアチェ社会の反応

なかでも「イスラーム刑法に関する 2014 年カヌン第 6 号」（カヌン・ジナヤット）は、アチェ社会で賛否両論、物議を醸すものであった。推進派は、アチェ人自身から「ウイルスのような反対の声」があることから、最大限に、もしくは完全にイスラーム法が実施されていないと考えている。これらの人びとは、カヌンや、各県知事の呼びかけが「地域の英知」であると主張する。カヌンになってはいない、地方ごとの呼びかけが「地域の英知」であり、よそ者が干渉することは許されないと主張する。

いっぽうの批判派は、イスラーム刑法に違反してもエリート・富裕層が罰せられない法の下での「不平等」、イスラーム刑法で対象とされるアルコール、賭博、男女関係など個人的な行動の取締り以上に、真実と和解委員会（KKR）や汚職撲滅、貧困削減など優先させるべき取り組みがあることを指摘する。またシャリア警察による処女テスト、公開での鞭打ち刑などが人間の尊厳を傷つけるものだとも批判している。しかし、これら批判派も同性間の性行為に対する取締りについては、アチェ社会の反発を恐れて沈黙しており、とくに性的少数者への支援は困難となっている。

4. 性的少数者とセックスワーカーの置かれている状況

タブー視され、不可視化されているが、アチェにも性的少数者やセックスワーカーは存在する。筆者がインタビューした性的少数者やセックスワーカーの多くは、子どものときインドネシア国軍兵士にレイプされたり、軍事作戦で夫を殺害されたりした経験をもつなど、アチェの内戦や貧困と大きく関わっている。これらの人びとはアチェ社会で受け入れられることなく、病気の予防や避妊に関する正しい知識や情報や支援にアクセスもできず、HIV・エイズに感染したり、望まない妊娠をしたりするケースも多い。

今後は、歴史、文化、伝統、宗教にもとづいたアチェの独自の価値を尊重しつつ、少数者の権利を保障する普遍的人権原則をいかに確立できるのか。市民社会の役割について研究を継続したい。

参考文献

Human Rights Watch (2010), “Menegakkan Moralitas: Pelanggaran dalam Penerapan Syariah di Aceh, Indonesia”

Universiteit Leiden (2013), “Regime change, democracy and Islam: The case of Indonesia”

ジーン・シャープの非暴力思想

関西大学
寺島俊徳

キーワード：戦略的非暴力、原理的非暴力、市民的防衛、非暴力革命、非暴力闘争

はじめに

ジーン・シャープ (Gene Sharp, 1928-2018) は、「非暴力闘争のクラウゼヴィッツ」と呼ばれるように、戦略的非暴力の理論家として知られている。シャープは、生涯をかけて非暴力手段の有効性を高めるための研究を積み重ねていった。とはいえ、シャープの非暴力理論に対しては、①なぜ非暴力の原理的側面を強調しないのか、②物理的暴力（身体的暴力）に限定するシャープの暴力概念は狭すぎるのではないか、という疑問が生じる。本報告では、このような問いを念頭に置いて、非暴力思想家としてシャープを捉えなおし、非暴力主義へのシャープの貢献を明らかにしたい。

1. 原理的非暴力と戦略的非暴力

非暴力は、社会変革の観点からは、①原理的非暴力 (principled nonviolence) ——非暴力の規範・倫理を徹底して保持し、集団的闘争はあくまで非暴力を貫くべきだとする立場、②戦略的非暴力 (strategic nonviolence) ——非暴力で闘ったほうが有効で犠牲が少ないという観点から、非暴力を選択し推進しようという立場、とに概念区分できる。しかし、両者は対立概念ではなく、非暴力で闘ったほうが、犠牲が少ないだけでなく、人間的な闘い方であるという意味で、補い合う概念である。シャープが強調するように、ガンディーにおいて非暴力は手段であるとともに目的であり、原理であるとともに戦略であった。シャープ自身は、朝鮮戦争の際に兵役拒否をして9ヶ月あまり投獄されたことがあるように、平和主義的信念をもっていましたが、非暴力抵抗を平和主義から切り離し、戦略的非暴力の立場に立って研究を進めたのである。

2. 権力論が重要なわけ

シャープが非暴力理論で権力概念を重視するのは、権力は民衆の支持や協力がないと成り立たないからであり、権力を支える基盤を明確化することによって、逆に非暴力が有効に機能する状況を明らかにすることができるからである。シャープは、権力の基盤についての広範な研究をもとに、権力は協力して活動する人びとのあいだに生まれ、人びとの同意によって成り立つとするハンナ・アレントと同様に、「本当の権力は、団結した人びとの力から生まれる」(Sharp 1970: 21) という認識の地平から、外国軍の侵略や圧政に対しては民衆が非暴力で対抗権力を形成し、抵抗するという理論を構築していった。この意味での権力は、「非暴力の道徳的な勇気」に依拠し、対等者のあいだに生まれる水平的な権力であり、非暴力革命の原動力である「民衆の力」(people power) の基盤となるものである。

3. 戦略的非暴力の思想

シャープの戦略的非暴力は、①目標を立てる、②目標実現のための戦略や戦術を考える、③目標達成の過程で現実をつくり変えるとともに自分自身も相手も変えていく、という意味でプラグマティックな立場に立っている。①については、シャープは、「独裁体制、ジェノサイド、戦争、社会的抑圧」を現代の最重要課題とみなし (Sharp 1980a: 2)、とくに戦争の廃絶と独裁体制の崩壊を理論的思考の対象としている。②については、198 の非暴力行動の方法をあげ、市民的防衛や非暴力革命に役立つ非暴力闘争の理論を構築している (Sharp 1973)。③については、非暴力闘争が相手を敵視しない闘争方法であることを明確化するとともに、人間が現実に関与することによって、漸進的であるにせよ、理想に向けて現実をつくり変えていくことができるという信念から、非暴力行動を理論化したのである。

4. 非暴力主義へのシャープの貢献

①ヨハン・ガルトゥングの暴力概念とは対照的に、シャープは暴力を物理的暴力 (身体的暴力) に限定し、構造的暴力や文化的暴力を含めてはいないが、逆に、シャープの戦略的非暴力の思想には、目標を明確に示し、そのための道筋を計画できるという利点がある。

②シャープが無慈悲な侵略者や独裁者に対しても非暴力で闘うことを断念しないのは、非暴力への確信と世界の可変性に対する信念による。もちろん、非暴力が有効に機能する条件を日常的に高めていくための多面的なアプローチも必要だが、シャープの非暴力思想の意義は、暴力ではなく非暴力手段によって不正と闘い、公正で非暴力的な世界をつくっていく方法を理論的・実証的に示したことにある。

参考文献

- Sharp, Gene 1960 *Gandhi Wields the Weapon of Moral Power* (Ahmedabad: Navajivan Publishing House).
——1970 *Exploring Nonviolent Alternatives* (Boston: Porter Sargent Publishers) [『武器なき民衆の抵抗——その戦略論的アプローチ』小松茂夫訳、れんが書房、1972年].
——1973 *The Politics of Nonviolent Action, Parts 1-3* (Boston: Porter Sargent Publishers).
——1979 *Gandhi as a Political Strategist* (Boston: Porter Sargent Publishers).
——1980a *Social Power and Political Freedom* (Boston: Porter Sargent Publishers).
——1980b *Making Abolition of War a Realistic Goal* (New York: World Policy Institute) [『戦争の廃絶を実現可能な目標とするために』岡本珠代訳『軍事民論』特集第28号、1982年5月].
——1985 *Making Europe Unconquerable: The Potential of Civilian-Based Deterrence and Defence* (Boston: Ballinger Publishing Company).
——1990 *Civilian-based Defense: A Post-Military Weapons System* (Princeton: Princeton University Press) [『市民力による防衛——軍事力に頼らない社会へ』三石善吉訳、法政大学出版社、2016年].
——1990 *The Role of Power in Nonviolent Struggle* (Cambridge, MA: The Albert Einstein Institution).
——1992 *Self-reliant Defense: Without Bankruptcy or War* (Cambridge, MA: The Albert Einstein Institution).
——2003 *There Are Realistic Alternatives* (Boston: The Albert Einstein Institution).
——2005 *Waging Nonviolent Struggle: 20th Century Practice and 21st Century Potential* (Boston: Porter Sargent Publishers).
——2011 *From Dictatorship to Democracy: A Conceptual Framework for Liberation* (London: Housmans) [『独裁体制から民主主義へ——権力に対抗するための教科書』瀧口範子訳、ちくま学芸文庫、2012年].
寺島俊徳『市民的不服従』風行社、2004年。
——『戦争をなくすための平和学』法律文化社、2015年。
中見真理「ジーン・シャープの戦略的非暴力論」『清泉女子大学紀要』第57号、2007年。
三石善吉『武器なき闘い「アラブの春」——非暴力のクラウゼヴィッツ、ジーン・シャープの政治思想』阿吽社、2014年。

映像作品と平和
～映像のリアリズムとアクチュアリティ～

新潟県立大学
黒田俊郎

キーワード：山形国際ドキュメンタリー映画祭、ジェームズ・ナクトウェイ、是枝裕和、パトリシオ・グスマン

はじめに

山形国際ドキュメンタリー映画祭が秋季研究集会の直前、10月10日から17日まで山形市で開催される。1989年、山形市の市制施行100周年記念事業として始まり、今年30周年を迎える。述べるまでなく、1989年は激動の1年であった。1月に昭和天皇が死に、6月天安門が血に染まり、7月パリで革命200年が祝された。秋11月には、ベルリンの壁が崩壊し、12月マルタで米ソ首脳が冷戦終結を宣言した。そんな年の10月、山形市で国際的なドキュメンタリー映画祭が創設されたのである。そして、冷戦終結後の世界が、当初想定された米ソ協調による国連主導の平和的秩序構築からかけ離れ、急速なグローバル化の進展のなか、戦争と内戦、気候変動とテロの連鎖のなかで混迷の度を深めていくのを直視し記録しながら、映像と記憶のアーカイブスとして隔年で開催され、今日に至ったのである。

この報告では、山形国際ドキュメンタリー映画祭2019開催によせて、いくつかの映像作品の内在的検討を通して、「芸術はいかに暴力に抗うか？」という本分科会の共通テーマについて若干の考察を行うことにしたい。主に取りあげる予定の作品は、ジェームズ・ナクトウェイ『インフェルノ』（写真集）、是枝裕和『誰も知らない』（劇映画）、パトリシオ・グスマン『光のノスタルジア／真珠のボタン』（ドキュメンタリー映画）である。このうちグスマン監督の二部作は、山形国際ドキュメンタリー映画祭で山形市長賞（最優秀賞）を受賞している（2011年と2015年）。なお山形国際ドキュメンタリー映画祭2019についても、「インターナショナル・コンペティション」と「やまがたと映画」二企画で上映される作品を中心に報告者が鑑賞できた範囲内で現場の様子をレポートする予定である。以下、本報告の「導きの糸」として設定した岡真理の文章と上記検討予定作品関連の発言を引用してレジュメに代えたい。

『シャティエラの四時間』において、ジュネが遺体を、親密な対話を交わす「死者」として描くことで、否定された彼らの人間としての尊厳を取り戻そうとしたのとは逆に、アッザーウィーは「一九八二年のゲルニカ」において、パレスチナ難民がモノと等価な存在に貶められ殺された現実を描いたのだと言えよう。（岡真理）

1. 戦争と写真

たった一度でいい、皆が戦場に来て、自分の眼で見たら、リン化剤の粉で焼かれた子供の顔、たった一個の銃弾の声も出ないほどの苦痛、榴散弾の尖った破片で吹き飛ばされた足、皆が自分の眼で戦争の恐怖と悲しみを目撃したら、きっとわかるはずだ。戦争は、たった一人の人間にさえ許されない行為を万人にしているのだと。しかし皆はいけない。だから写真家が戦場に行き、現実を見せ、事実を伝え、蛮行を止めさせる。注意を喚起するのだ。写真に力があれば、無力なマスコミの壁を超え、人々の心を動かせるはずだ。（ジェームズ・ナクトウェイ）

2. 家族という／への眼差し

この一連の事件の登場人物の中で、唯一この少年だけが、自らの責任を全うしようとした。そして、全うできずに自分を責めていた。14歳の彼だけが――。ここまで事件を辿ってきた時に、僕はこの少年がいとおしくてたまらなくなってしまうのである。甘く聞こえてしまうのは本意ではないのだが、もしそばにいたら、僕は彼の肩を抱いてあげたいと思ったのだ。・・・しかし、現実にはそうすることは不可能だった。だから僕は、僕の心の中で彼をしっかりと抱きしめるためにこの映画を作ることを決意した。（是枝裕和）

3. 時のタペストリー

レールをよく眺めると他にも遺された物があった。1個のボタンが付着していたのだ。そこにいた誰かが遺した唯一の形見だ。ジェミー・ボタンは真珠のボタンと引き替えに 祖国と自由を奪われた。そして人生もだ。彼は故郷の島に帰っても昔の自分には戻れなかった。自分が生まれた場所にいながら、追放者だった。二つのボタンは同じ物語を伝えている。奪われし者たちの歴史だ。ほかにも多くのボタンが海底に眠っているだろう。水には記憶があると言われていて。水には声もあると私は信じている。水に近づいてみれば、インディオや行方不明者の声を聴くことができるだろう。（パトリシオ・グスマン）

映画祭という祝祭：むすびにかえて

参考文献・作品

山形国際ドキュメンタリー映画祭 HP : <https://www.yidff.jp/home.html>

山形国際ドキュメンタリー映画祭 2019 プログラム

岡真理『ガザに地下鉄が走る日』（みすず書房、2018年）

クリスチャン・フレイ『戦場のフォトグラファー』（ジェネオン・エンタテインメント、2004年）

是枝裕和『誰も知らない』（バンダイビジュアル、2005年）

パトリシオ・グスマン『光のノスタルジア／真珠のボタン』（IVC、2017年）

『光のノスタルジア／真珠のボタン』（岩波ホール、エキブ・ド・シネマ 207）

James Nachtwey, *Inferno*, Phaidon Press, 1999.

日本平和学会 2019 年度秋季研究大会
平和と芸術分科会

多様性と対話をめぐる行政、市民、アーティスト

広島市立大学国際学部
湯浅正恵

キーワード：芸術、表現、対話、政治、行政、公共性

「あいちトリエンナーレ 2019」の企画展である「表現の不自由展・その後」の中止は、それ自体が見事なパフォーマンス・アートであるかのように、現代日本社会が直面する問題の深刻さを浮き彫りにしている。芸術の根幹が「自由」であるなら、そして芸術が社会で営まれるなら、芸術の多様な解釈と表現のみならず、多様な解釈と表現間の対話はその重要な要素となることは言うまでもない。対話を遮断する暴力は、対話とは対極の秩序形成手段であり、それは芸術の死を意味するのみならず、この社会に生きる私たち一人ひとりの生をその根元において脅かす。「公的」芸術祭が暴力に屈する社会に私たちは生きている。

山形国際ドキュメンタリー映画祭は、山形市の市制 100 周年記念行事として 1989 年に開始され、今年 30 周年を迎える。主催は山形市から NPO 法人に移行したが、行政、アーティスト、市民の対話があってこそその 30 年であると推察する。本報告では、多様性と対話の観点から映画祭を考え、「公的なもの」を参加者とともに再考したい。

参考文献

山形国際ドキュメンタリー映画祭 HP: <https://www.yidff.jp/home.html>。

パブロ・エルゲラ (アート&ソサイエティ研究センターSEA 研究会訳) 『ソーシャリー・エンゲイジド・アート入門: アートが社会と深く関わるための 10 のポイント』フィルムアート社、2015 年。

時事問題と大学教育における公共性を巡る一試論（予備的考察）

関西外国語大学

鶴見 直人

岸野 浩一

小田桐 確

キーワード：平和学、国際関係、大学教育、時事問題、マスメディア、公共性

はじめに

平和学を含む国際関係についての研究と教育では、マスメディアを介して届けられる情報を利用する場面が多くあるだろう。こと大学教育においては、講義の中でテーマと関連したニュースを取り上げ、解説を付すことなど広く実践されている。その際、ニュースを題材に時事問題を作成し、これをクイズとして出題することで、知識の定着を確認することもあるだろう。所属先を同じくする3名の報告者は協働して、このような時事問題のクイズ式利用から一歩進めて、教育効果をより高める活用法を模索してきた協働してきた。本報告では、この教育実践を紹介すると同時に、過去2年のデータから浮かび上がってくる問題点を検討した上で、時事問題と大学教育が重なりあう公共性の問題として整理することを試みる。

1. 国際関係に対する興味・関心の涵養手段としての「クイズ」

昨今のアクティヴ・ラーニングの要請も踏まえつつ、国際関係関連の講義において、その内容に対して学生が興味・関心を高めるきっかけとなることを意図した「クイズ」を実施してきた。これは成績評価の直接の材料となる「テスト」とは意図的に区別され、学生の講義への姿勢そのものを能動的なものへと変化させることを目的としていた。ここで変化のきっかけとなるのは、学生の感じる驚きや気づきとなる。学生がニュースの視聴購読を通じて構築してきた知識（≒常識）に対して揺さぶりをかけることで、自発的な学修へとつなげる試みとして位置付けられるのが、ここでいう「クイズ」である（なお、本報告の主眼は（マスおよびソーシャル）メディア批判ではない点については付記したい）。

2. 知的刺激へとつながる「クイズ」の実践—経緯と展開

上述の「クイズ」は2017年度より実施しており、そこでは学生自身が「関心を有する」と回答することの多い北朝鮮問題を取り上げた。解説の際には、メディアにもバイアスが存在していることや、その影響で構築される通俗的な理解には事実と異なる面があることなどを指摘した。これらから学生に「予想が裏切られる」ことを実感させ、そこからくる驚きを知的刺激へとつなげることが試みられた（鶴見 2019）。翌2018年度からは、岸野・小田桐の両名が加わり、3者による作問・集計および分析についての協働体制を構築した。これに伴い、常識に揺さぶりをかけるための北朝鮮問題「クイズ」を刷新した上で、併せて日々報道される国際情勢や出来事について「時事問題」も作成し、知的好奇心の刺激と知識の定着の双方を試みた。その結果、学生の知識の傾向を柔軟に把握できるようになったことに加え、対象となる学生の

数が大幅に増加したことで、より広く傾向を調査・分析することが可能となった。

3. 時事問題を含む「クイズ」実施から得られた成果

2018年度および2019年度は、上述の（北朝鮮関連の）「クイズ」と「時事問題」を組み合わせて出題した。本報告で注目するのは「クイズ」の中に用意された「北朝鮮が国交を有する国の数」についての設問であり、これは「北朝鮮は孤立している」という、少なくとも日本国内では広く信じられているイメージが、事実誤認に基づくものであることを知らしめようとするものであった。ここでの狙いは、バイアスの存在に触れることで、学生の驚きや気づきが知的刺激となるきっかけとするところにある。この点では一定の効果は認められたが、他方で2年に渡る実施の結果を分析したところ、看過しがたい傾向も浮かび上がることとなった。それは日頃のニュースへのアクセスと、自らが関心を持っている（と多くの学生が考える）北朝鮮問題についての知識の確認の相関を見る中で明らかとなる。当初想定したのは「ニュースに注意を払うようになれば日本を取り巻く国際情勢についてバイアスを排した理解へとつながる」（このため北朝鮮の設問についても正解する）というものであった。しかし、分析の結果からは「時事問題」部分については全て正解しているにも関わらず、北朝鮮についての通俗的な誤解を未だに持ち続けている回答者が多く存在していたことが判明したのである（つまり上記の想定に反する結果となった）。これは学生が関心を有する事象について、ニュースで多く触れる機会がありながらも、依然として通俗的なバイアスに基づいた理解にとどまっていたのみならず、このような誤謬に疑問が差し挟まれてこなかったことを意味していよう。

おわりに—公共性の課題

上述の傾向の発見は、メディア・リテラシーに関連した指導として単にバイアスの存在を指摘しただけでは不十分であることを意味する点で、教授者側である我々自身に向けられた課題に気付かされたことへとつながる。

また、昨今は報道における「忖度」が進みつつあると見られるほか、フェイクニュースの氾濫を含めた「ポストトゥルース」状況も深刻な問題となり、まさにニュースの持つ公共性が危機に晒されていると言えよう。しかし、メディア・バイアス等よりも前の段階の問題として、ごく初手の事実関係の確認から始めることの重要性が上記検討の結果として指摘できよう。素朴な誤謬の残骸を取り除いてゆく作業が必要となっている現状に、改めて公共空間における／としての大学教育の意義が見出されるのではなかろうか。

参考文献（報告関連文献）

岸野浩一、鶴見直人、小田桐確「社会への関心を高めるための『時事問題クイズ』—国際関係論分野の授業実践（2018年度・秋学期）—」『高等教育論集』（関西外国語大学）、第9号、近刊。

鶴見直人「(イノ)センス・オブ・ワンダー—『外交政策』におけるクイズの実践とその狙い—」『高等教育研究論集』（関西外国語大学）、第8号、2019年。

日本平和学会編『平和教育といのち』（平和研究）第52号、2019年。

CSCE プロセスに見る公共財としての「平和」と宗教

玉井雅隆（東北公益文科大学）

第二次世界大戦以降、東西両陣営によって分断されていた欧州において 1960 年代以降、東西間の対話を実施しそれによって緊張緩和を図るプロセスが表れてきた。正式には 1973 年のフィンランド政府提案による欧州安全保障協力会議（Conference on Security and Cooperation in Europe : CSCE）である。内外を問わず CSCE・OSCE 研究に関しては数多くの研究が存在している。CSCE 交渉全体を概観したものとしては単著としては吉川元（1994）『ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）』三嶺書房、宮脇昇(2003)『CSCE 人権レジームの研究「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院、編著としては植田隆子・百瀬宏（編）（1992）『欧州安全保障会議(CSCE) 1975-92』日本国際問題研究所、CSCE の機能面に焦点を当てた研究としては玉井雅隆（2014）『CSCE 少数民族高等弁務官と平和創造』国際書院などがある。また諸外国の研究においても全体を俯瞰したものとして、近年の研究ではジッチ『欧州安全保障と OSCE』（Gian Lorenzo Zichi [2016] *L'OSCE la tutela della Sicurezza Europea*）などがある。

しかし、バチカンなどのミニ・ステートと CSCE 交渉に関しては、これまでに内外を問わず研究が多くはない。アラン・チョン（Alan Chong）の研究 [2010] では、ミニ・ステートとしてのバチカン外交の研究を行っているが、シンガポールとの比較における外交研究であり、バチカン外交は概観的なものに留まっている。

ミニ・ステートの一種であるバチカンは、宗教国家という点において特異な国家である。また、ミニ・ステートは他国と比較した際に他国の行動に対して国際的な影響力を持つことは難しいと一般的には考えられている。しかし CSCE プロセスにおいてバチカンは「信教の自由」を主張し、最終的にヘルシンキ最終議定書第 7 原則に取り込まれ、冷戦終結後には CSCE 参加国が当たり前を受容する規範となった。

本報告ではそのような CSCE プロセスにおいて、特異なミニ・ステートであるバチカンが主張した「信教の自由」がどのように受容されていったのか、という点に関して論じていく。

日本平和学会 2019 年度
秋季研究集会 分科会プログラム

11 月 3 日（日） 12:10-14:10

①「平和学の方法と実践」分科会

テーマ：世界平和の 100 年

報告者：吉川元（広島市立大学）

「民族自決主義の 100 年——国民国家建設と民族国家建設の相克の歴史」

報告者：山田哲也（南山大学）「国際機構の 100 年」

討論者：菅英輝（京都外国語大学）

討論者：黒澤満（大阪女学院大学）

司会：竹中千春（立教大学）

②「軍縮・安全保障」分科会 *開催校共同企画

テーマ：拉致問題をあらためて考える

報告者：マスロー セバスティアン（東京大学）

「北朝鮮問題と戦後日本の「国難」—安倍政権と国家再編をめぐる言説形成の一考察」（仮）

討論者：蓮池薫（新潟産業大学）

司会：佐藤史郎（東京農業大学）

③「環境・平和」分科会 *開催校共同企画

テーマ：新潟水俣病シンポジウム「阿賀野川の畔で考える—新潟水俣病の現在—」（仮）

<セッション 1>

パネラー：菅原ハル（新潟水俣病阿賀野患者会会員〔原告〕）

皆川栄一（新潟水俣病阿賀野患者会会員〔原告団長〕）

中村周而（新潟水俣病弁護団〔団長〕）

高野秀男（新潟水俣病共闘会議〔幹事長〕）

調整中（日本平和学会会員）

司会：酢山省三（新潟水俣病阿賀野患者会〔事務局長〕）

<セッション 2：画像で見る新潟水俣病>

小原王明（新潟在住のカメラマン）「写真集『AGA MINAMATA—水俣病は終わらない』」から

<セッション3：エピローグ>

新潟県立大学・新潟医療福祉大学の学生「絵本『みなまたの木』原画展、水俣病の実態に触れて」

④「平和教育」分科会

テーマ：これからの平和教育の課題とは

報告者：柴崎秀子（長岡科学技術大学）

「国内留学生、米国人大学生、及び日本人大学生における原爆投下と核問題に対する意識調査」

報告者：外池智（秋田大学）

「戦後70年における『次世代の平和教育』—広島、長崎を事例として—」

報告者：一盛真（大東文化大学）「少女像撤去問題から考える『政治的中立性』」（仮）

司会：杉田明宏（大東文化大学）

⑤「平和文化」分科会

テーマ：クイアと信仰をめぐる平和

報告者：長島史織（立命館大学大学院）「クィア・ムスリムについて」

報告者：欧陽珊珊（立命館大学大学院）「台湾における性的マイノリティ運動と宗教の関係」

討論者：渡辺守雄（筑紫女学園大学）

司会：鈴木規夫（愛知大学）

日本平和学会 2019 年度秋季集会
民族自決の 100 年
— 国民国家建設と民族国家建設の相克 —

広島市立大学広島平和研究所
吉川元

キーワード：民族自決、国民国家、民族国家、民族浄化、住民交換、民族強制移動、ジェノサイド、民族マイノリティ保護

はじめに

近代国家は、主権国家、国民国家、領域国家の三つの属性を有すると一般に考えられている。しかし多くの国で国民国家は今も虚構である。国民国家の 100 年の歴史にもかかわらず、民族自決主義が相変わらず強力なイデオロギーとして国民国家と領域国家の基盤に挑戦している。国民国家の建設は、国民統合の取組みに始まり、その手法は同化政策である。しかし、国際関係が緊張すると、「第 5 列」の脅威に備えて同化政策を諦め、多数派民族中心の民族国家の建設に取り組むことになる。東中欧諸国、南東欧諸国、旧ソ連・ロシアの欧州部を中心に、国民国家建設の 100 年の歴史は、民族国家建設の 100 年の歴史でもあった。

民族国家建設の手法が民族自決主義に基づく民族浄化である。民族国家の建設に向けてこれまで講じられてきた民族浄化の策は、およそ次の三つに大別されよう。第一は、民族マイノリティの存在を物理的に排除する策で、それには民族が入れ子状態にある民族混住地から特定民族集団の国外への強制移動、ジェノサイド、住民交換、民族境界線に合わせた国境変更等の策がある。民族浄化は戦争の前夜、戦中、そして戦争直後にかけて行われている。特に戦争直後には民族紛争の予防と民族国家建設の目的で民族強制移動と住民交換が実施されてきた。

本報告の目的は、以下の 3 点を論証することにある。第一に、20 世紀初頭から 21 世紀初頭にかけてのおよそ 100 年間、同化政策による国民統合と国民国家建設の歴史は、多数派民族による民族国家建設の歴史との相克であった。住民交換、民族浄化、ジェノサイドといった民族浄化は、国民統合の裏面史でもある。

第二に、主として 20 世紀の三つの国際平和秩序の再編期（第一次世界大戦、第二次世界大戦、冷戦終結期）に進められた戦勝国主導の民族強制移動は、国家安全保障政策の観点から行われた民族国家建設の試みであるとともに、民族紛争の予防目的で行われた平和政策の一環に位置付けられる試みでもある。「第 5 列」の脅威に備え、戦後の混乱期は民族国家建設の取組みの好機であったからである。

第三に、国民国家建設の歴史は、民族マイノリティ保護規範の形成をめぐる 100 年でもあった。国際平和秩序の再編期には、国際平和と戦争予防の観点から民族マイノリティの国際保護の当否が問われ、民族マイノリティ保護に関する国際規範の形成が試みられ、その過程で同化政策と国民国家建設の矛盾・対立が露呈する。戦争の主要原因の一つに民族問題があり、それ故に民族問題に関する国家行動規範の確立が国際平和との関連で重要な課題とみなされるようになったからである。

1. 第一次世界大戦と民族自決

19世紀後半から20世紀末にかけて欧州で発生した民族の強制移動には三つの大きな波があった。第一次世界大戦を挟んで発生した第一の波は、オスマン帝国、ロシア帝国、及びオーストリア・ハンガリー帝国の三つの帝国の衰退または崩壊と関連している。オスマン帝国から独立したキリスト教徒を多数派とする諸国とオスマン帝国との間で、あるいはかつて旧オスマン帝国支配下にあった諸国間で、民族マイノリティの追放や住民交換が行われた。

第一次世界大戦後、民族紛争の予防こそ国際平和秩序の鍵を握る重要な課題であると考えられるようになり、国際社会は戦争後に民族マイノリティ問題に関する具体的な国家行動規範の確立に迫られた。民族マイノリティ権利の基準を定め民族マイノリティの国際保護制度を確立することで戦争を予防しようとする策が実施された。

2. 第二次世界大戦と民族自決

第二次世界大戦を挟んで発生した民族強制移動の第二の波は、ナチ・ドイツとスターリン・ソ連の二つの全体主義国家の民族政策と関連している。大戦前夜のソ連では、仮想敵国と民族的な絆を有する民族マイノリティの追放が行われ、ドイツではユダヤ人の迫害が行われた。戦中にはドイツ占領統治下でユダヤ人やスラブ系民族の迫害と追放が行われ、一方、ソ連領内ではドイツ系住民を中心にナチ・ドイツと協力関係にあった（とみなされた）民族マイノリティの国内強制移動が行われた。戦後には主としてドイツ系住民が定住していたチェコスロバキアとポーランドを中心に欧州各地で民族強制移動が行われ、民族国家建設が進められた。ナチ・ドイツは、ドイツ人マイノリティ保護を口実に侵略戦争を始めたことから、戦後には民族問題は封印される。

3. 冷戦の終結と民族自決の再生

冷戦の終結の前後に発生した第三の波は、ソ連とユーゴスラヴィアの二つの社会主義連邦国家の崩壊と関連している。ソ連とユーゴスラヴィアの崩壊に伴い分離独立した国々の間で民族浄化が繰り返され、民族の戦争（新戦争）が勃発した。冷戦終結後には、民族自決が新戦争の勃発のきっかけとなったことから、多国間の民族マイノリティ保護制度が復活し、民族自治制度、多文化主義、権力分掌といった民族共生のための国内制度を確立することによって、民族紛争を予防しようとする政策が有効になる。

参考文献

1. 吉川元 『国際平和とは何か—人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社、2015年。
2. Claude, Inis L. (1955) *National Minorities: An International Problems*, Harvard University Press.
3. Jackson Preece, Jennifer (1998) *National Minorities and the European Nation – States System*, Clarendon Press.
4. Naimark, Norman M. (2001) *Fires of Hatred: Ethnic Cleansing in Twentieth Century Europe*, Harvard University Press.

国際機構の100年

南山大学
山田哲也

キーワード：国際連盟、国際連合（国連）、集団安全保障、積極的平和・消極的平和

はじめに

平和の確保のために国際機構を設立する、というアイデアが初めて実現したのは、いうまでもなく1919年の国際連盟である。国際連盟は第二次世界大戦の勃発を防ぐことができず、1945年には国際連合（国連）が設立された。これらの国際機構はいずれも集団安全保障を目指すものであり、国際平和機構と呼び得る。とはいえ、近年の例で言えばクリミアの「併合」にせよ、シリア内戦にせよ、「戦争の不在」という意味での平和はなかなか達成されない。その一方で、消極的平和とは対置される積極的平和に関する制度・慣行・規範は、それなりに成立してきた。本報告では、国際平和機構というときの「平和」の意味を改めて考えてみたい。

1. 集団安全保障の「機能不全」とその補完

集団安全保障を通じた平和は、不戦という意味での平和主義ではなく、平和が脅かされたときに一定の手続きに基づき、場合によっては軍事的強制力を含む実力を用いて平和を回復するものである。その意味で国際平和機構と集団安全保障は同義であり、単なる軍事同盟とは区別される。

他方、国際連盟においても国連においても集団安全保障が十分に機能しているとはいえないのが実状である。そこで、場合によっては、NATOのような軍事同盟型の国際組織などによる武力介入が求められることになる。また、冷戦終結以降、社会的弱者（女性、子ども）の保護に関する規範の強化が図られてきた。

2. 積極的平和の登場の背景と展開

積極的平和については、国際連盟規約23条が、経済・社会問題での国際協力の必要性・必然性を規定している。また、実際にも伝染病対策や難民保護といった分野では、国際連盟が一定の役割を果たしたことは知られている。また、1930年代後半、すなわち、第二次世界大戦勃発寸前には、経済・社会問題委員会の設立を提案するブルース・レポートが採択されている。このような動きは、戦間期の国際平和構想にも影響を与えた。その代表例がミトラーニ（Mitrany, D.）による機能主義（functionalism）である。

3. 国連における積極的平和の定着

国連憲章においては、経済的、社会的、文化的、人道的な国際問題の解決や基本的人権の保障に向けた

国際協力という、まさに積極的平和の実現が国連の目的の一つに挙げられた。また、機能主義の考えに立つ専門機関や総会の補助機関が多数設立され、「1945 年体制のガバナンス」とも称されるような仕組みが形成された。また、1960 年には、「植民地独立付与宣言」が、植民地体制を「基本的人権の否定」という文脈で否定し、大量の新興独立国を生むこととなった。もっとも、同宣言の採択以降、途上国の開発援助のあり方という新たな問題（開発・人権・環境の関係、南北問題、新国際経済秩序構想など）を発生させたことも見逃してはならない。

4. 積極的平和の意義と問題点

国連において積極的平和を巡る問題は、主として総会の所掌事項である。そこは、かつて植民地であった加盟国が多数を占める。このような総会の性格変化が顕著になるのが 1950 年代後半から 60 年代前半にかけてである。(最上 2016) の表現を借りるなら、「国際社会の新たな構成原理づくり」の手が創設直後の戦勝国から新興独立諸国に移っていったのである。確かに、彼らが積極的平和の実現に果たした役割を否定することはできないが、その一方で、過激な主張ゆえに先進国との対立を惹起した、という側面もあるのであり、国際「平和」機構としての国連（システム）は消極的平和であれ、積極的平和であれ、問題点を抱えることになったのである。

おわりに—「自国第一主義」の時代の国際「平和」機構

消極的平和に関する事項は、依然として国家主権に直結する一方で、積極的平和の実現においては国連事務局を始めとする国際官僚組織や各種の NGO の役割が見逃せない。他方で、現在懸念されることは、国の大小にかかわらず、「自国第一主義」と総称されるような、「内向き」の姿勢を強めている。これが、国際「平和」機構を通じた、消極的・積極的平和の実現にいかなる影響を与えるか、注視する必要があるだろう。

参考文献

篠原初枝『国際連盟』（中央公論新社、2010 年）

鈴木基史『グローバル・ガバナンス論講義』（東京大学出版会、2017 年）

最上敏樹『国際機構論講義』（岩波書店、2016 年）

安田佳代『国際政治の中の国際保健事業—国際連盟保健機関から世界保健機関、ユニセフへ—』（ミネルヴァ書房、2014 年）

山田哲也『国際機構論入門』（東京大学出版会、2018 年）

渡辺昭夫・土山實男『グローバル・ガバナンス』（東京大学出版会、2001 年）

D.H. Miller, *Drafting the Covenant*, Vol.2 (G.P.Putnum's Sons, 1928)

D. Mitrany, *The Functional Theory of Politics* (Martin Robertson, 1975)

③「環境・平和」分科会

日本平和学会 2019年度秋季研究集会 「環境・平和」分科会共同企画

新潟水俣病シンポジウム「阿賀野川の畔で考えるー新潟水俣病の現在ー」

・日時 2019年11月3日(日) 12:10~14:10(2時間) ・会場 新潟県立大学

1. 企画の趣旨

- ・全国から集まる研究者・先生に第2の水俣病である「新潟水俣病」の現実、発生から半世紀を経てもなお「水俣病は終わらない」実態を知っていただく。
- ・全国の大学や地域で「水俣病は終わらない」現実を理解いただく集会の開催に繋げる。

2. 企画の内容

(プロローグ) 新潟水俣病を知る (15分)

新潟水俣病資料館作成 DVD「新潟水俣病」鑑賞

(シンポジウム) (75分)

司会 新潟水俣病阿賀野患者会事務局長 酢山 省三

パネラー (1) 阿賀野患者会会員(原告) 菅原 ハルさん

発言ポイントー新潟水俣病の原因となった水銀で汚染された川魚の喫食状況、当時の阿賀野川との関係、手足のしびれ等の身体の症状

(2) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告団長 皆川 栄一さん

発言ポイントー船頭だった父のこと、今でも阿賀野川の漁師の生活、水俣病被害者への偏見差別、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟(原告147名)への決意と支援の訴え

(3) 新潟水俣病弁護団団長 中村 周而さん

発言ポイントー水俣病被害者切り捨ての国の施策、提訴6年9か月経過のノーモア・ミナマタ第2次訴訟の現状と結審・勝利判決への取組み

(4) 新潟水俣病共闘会議幹事長 高野 秀男さん

発言ポイントー被害者と共に歩んだ新潟水俣病共闘会議50年の歴史、全面解決に向けての提言

(パネラー&参加者とのトーク)

(写真で見る新潟水俣病) (20分)

新潟在住のカメラマン・小原王明さん

写真集「AGA MINAMATAー水俣病は終わらない」から

(エピローグ) (10分)

絵本「みなまたの木」原画展 ボランティア参加の大学生 「水俣病の実態に触れて」

新潟県立大学・新潟医療福祉大学の学生

国内留学生，米国人大学生，及び日本人大学生における原爆投下と核問題に対する意識調査

長岡技術科学大学
柴崎秀子

キーワード：広島・長崎原爆投下，核兵器，留学生，日本語教育，平和教育

はじめに

日本では1950年代から広島・長崎・沖縄の学習を中心に平和教育が行われてきたが、教育対象としてきたのは主として日本人児童・生徒であり、留学生がその対象として意識されたことは少なかった。異なる国々の出身者が集う留学生の教室は国際理解に最も有効な場であるが、利害の衝突する国の出身者がいることは珍しくなく、授業で戦争や平和の問題を扱うのが難しいという状況がある。2017年国際連合で採択された核兵器禁止条約前文にも次世代の平和意識を高める教育の重要性が言及されており、日本に留学した彼らには是非とも原爆投下の実態について学んでほしいと考えているが、現段階ではその方法論も手探りであり、教材も開発されていない。本研究は留学生及び海外で日本語を学ぶ次世代のための平和教育の基盤構築を目的とする萌芽的研究であり、まず、彼らの原爆投下や核問題に対する知識や関心を調査することにした。さらに、調査対象に日本人大学生も加え外国人学生と比較することにした。

1. 調査方法

国内留学生 391名，米国人大学生 289名，日本人大学生 300名に対し，広島・長崎原爆投下と核廃絶に対する平和意識についてアンケート調査を行った。米国人は全員が日本語学習者で，彼らを調査対象としたのは一般学生よりも日本への関心が高いと想像されたからである。日本人学生は全員が工学部の所属である。調査方法は質問紙及びオンラインで行い，日本語初級者がいることが想定されるので，日本語版の他，英語，中国語（簡体字），ベトナム語，インドネシア語，スペイン語，モンゴル語の翻訳版を作成した。回答者が特定されないよう無記名回答とした。平和意識調査としては，a.広島・長崎への原爆投下の是非，b.核兵器の必要性，c.核兵器使用の可能性，d.核兵器廃絶の可能性，e.核兵器による核戦争抑止効果の5項目について，「強くそう思う」から「全く思わない」の6段階で評価をしてもらった。また，回答者の要因としては①基本的属性（性別，年齢，宗教），②留学生と米国人は日本への親近性（日本滞在経験の有無と期間，日本での労働経験の有無，日本人の友人数，好きな日本文化），日本人は海外への親近性（渡航経験，外国人の友人数），③外国語レベル（日本人は英語，米国人と留学生は日本語），④学習経験（原爆投下関連学習，平和記念館訪問，被爆者証言の視聴，及び平和活動経験等の有無），⑤原爆投下と核兵器に対する知識（原爆投下日，原爆死者数，現在の核兵器の数，核保有国，核廃絶に関する知識）を調査した。

2. 原爆投下の是非及び核問題についての3群の相違

国内留学生の地域別内訳は，アジア 299名（中国 92，ベトナム 106，その他 101），欧州 52名，北米 13名，オセアニア 12名，その他 15名で，これは現在 30万人いると言われる留学生の 90%以上がアジア出

身者であり、中でもベトナム人留学生の急増（日本学生支援機構 HP）を反映していると考えられる。

3 群を比較し、広島・長崎への原爆投下について最も肯定的なのが日本人群であるという驚くべき結果が示された。さらに核兵器の必要性和核の戦争抑止効果についても日本人群が最も肯定しており、反対に核廃絶の可能性については日本人群が最も否定的であった。一方、米国人群は原爆投下の正当性と核兵器の必要性について賛成派よりも否定派が多く、核使用の可能性については強く懸念しながらも、核兵器廃絶の可能性に対しては肯定的であり、核保有国でありながら核の戦争抑止効果には否定的であった。国内留学生を地域別に観ると、原爆投下の是非についてアジアは肯定派（28%）が多く、北米・欧州は否定派（94%）が多く、賛否の割合をカイ二乗検定で分析したところ有意であった。また、出身国は強い変数であり、同時に日本への親近性は影響していないことも示された。本調査にはロシア学生が含まれていないが、ロシア学生が多ければ異なる結果も予想される。国別にみると、原爆投下、核兵器の必要性、核の戦争抑止効果のいずれにおいて肯定的なのは中国であり、ベトナムは他のアジア諸国と比べ顕著な違いがあった。ベトナム学生は原爆投下に対し圧倒的に否定派が多く、核兵器の戦争抑止効果についても各国の中央値を比較すると、ベトナム学生は平和学習経験や核兵器の知識と関係なく圧倒的に否定的で、厭戦意識が高いことが推測される。

3. 平和学習経験や知識は平和意識に影響を与えるか

欧州・北米の学生はアジア学生や日本人と比べて、核兵器の知識や学習経験が豊富であり、平和活動経験者が多いことが示された。核兵器の知識や学習経験について最も懸念されるのは日本人学生であり、原爆投下日は半数しか答えられず、原爆死者数、世界の核兵器の数については正解者の割合が最も低かった。また授業で原爆投下について学んだ学生は学習前と学習後で平和意識が異なることが観察された。

4. 語学学習は対象国への平和理解に効果があるか

原爆投下に肯定派が最も多いのは中国(40%)であるが、中国人留学生の中で日本語能力が高い学生は否定的であり、日本語能力が低い学習者と比較し、賛否の割合は有意であった（カイ二乗検定による）。米国人学生は全員が大学で日本語を副専攻または選択科目で学んでいる人たちであるが、米国の原爆投下に対する世論調査（2017）の結果と比較し、原爆投下に対して圧倒的に否定的であることが示された。外国語学習は目標言語を使用する国の人々や文化に対し一般の人よりも共感や理解が深いと推測されるが、その傾向が本調査の結果にも反映していることが示唆される。

5. 最後に

本調査では原爆投下と核問題に対して出身国が強く影響することが示されたが、同時に日本語学習と授業による知識や経験が意識を変える可能性も示された。最も懸念されるのが日本人学生であるが、教養学部その他における平和教育授業の必要性が示唆されたと言って良いのではないだろうか。

参考文献

平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査結果（独立行政法人日本学生支援機構）

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2018/index.html

戦後 70 年における「次世代の平和教育」

— 広島、長崎を事例として —

秋田大学教育文化学部

外池 智

キーワード：「次世代の平和教育」、広島市「平和教育プログラム」、長崎市立山里小学校、長崎市立城山小学校

0. はじめに

親や祖父母などの身近な人たちからの「戦争」の語り伝え、すなわち「語り」による歴史（オーラルヒストリー）の伝達は、地域や家庭のいわば市井における歴史教育として戦争学習の重要な一翼を担ってきた。しかし、戦後 70 年を超える年月を経て、直接の戦争体験をもつ世代が年ごとに減少していくにつれ、そうした身近な人たちからの「戦争」の語り伝えは日々失われつつある。戦争の「語り部」の減少の中、今後の学校教育、とりわけ歴史教育の果たす役割はますます重要である。「ヒト」から「モノ」へ、確実に戦争の記憶や記録、痕跡が移行していく中、体験者の持つリアリティーに迫る理解・共感可能な学習をどのように展開していくのか、そのための教材をどのように開発していくのかは、これからの平和教育の大切な課題である。

こうした中、もはや直接的な戦場・戦争体験者をよりどころとしない、いわば「次世代の平和教育」の実践も刻々と試みられてきた。本研究では、特に平和教育の先駆的取り組みを続けてきた広島市、長崎市を取り上げ、その教員研修における平和教育の位置付けや内容構成、カリキュラムや教材に注目し、調査・分析を試みた。平和教育実践は、個々の教員の意欲的取り組みによってなされたり、民間の教育研究会によってなされる場合など様々である。しかし、ここでは特に各自治体による取り組みや教員研修に注目し取り上げてみた。それは、ある特別な関心の下に実施されている平和教育実践ではなく、一般的な教員を対象とした実践だからである。

1. 広島市「平和教育プログラム」

広島市では、2011（平成 23）年より 2013（平成 25）年の 3 年間にわたり「広島市立学校『平和教育プログラム』」の作成・実行のプロジェクトに取り組んできた。このプロジェクト

トでは、カリキュラム開発、教材開発、そしてモデル的授業実践の提起といった成果を上げており、2013（平成 25）年度からは広島市教育委員会が広島市内の全部の小・中・高・特支での着実な展開が推奨している。現在、実施されている「平和教育」の教員研修も、基本的にはこのプロジェクトの継続的展開として実施されている。

この広島市の事例から、もはや直接的な戦場・戦争体験者を拠り所としない、いわば「次世代の平和教育」と呼ぶべき実践が、日々刻々と試みられてきている事を指摘した。ここで言う「次世代の平和教育」の特色は、以下の 3 点である。

- ①継承的アーカイブの活用
- ②戦後の平和希求活動への着眼
- ③目的の平和教育から方法的平和教育へ

2. 長崎市の事例

長崎市教育委員会「3. 教職員への研修」の「(4) 平和教育研究校の指定（昭和 59 年度より）」の事業で、2015-2016（平成 27-28）年度に指定を受けた山里小学校と 2014-2015（平成 26-27）年度グループ指定の長崎市立城山小学校を取り上げ検討したい。

前述した「次世代の平和教育」の特色である 3 つの視点から見てみると、まず、「①継承的アーカイブの活用」について、山里小学校も城山小学校もともに爆心地に最も近い学校であり、その立地そのものの特殊な事情により、校内に豊富な戦争遺跡が存在している。両校とも当初からこうした“モノ”として遺された遺跡、遺物を活用した実践を展開してきた。

次に、「②戦後の平和希求活動への着眼」について、山里小学校の「直接的平和教育指導計画」では、既に指摘した様に第 1 段階の「事実の理解」においては、各学年とも原爆投下そのものへの事実認識と、その後に残された平和遺構や平和希求活動への事実認識の二重の目標設定になっていた。とりわけ、原爆投下といった事実認識のみならず、全ての学年でその後の平和希求活動を取り上げていた。

最後に「③目的の平和教育から方法的平和教育へ」について、前述した様に山里小学校では目標として「児童の平和愛好の心、国際協調の精神を育てる」とされ、やはり平和を目指す心性の育成が目指されていたが、その推進の構想図では「平和を求める心を自らの生活に生かす（行動目標）」が掲げられており、その内実は長崎市が掲げる「平和に関する資質」であった。また城山小学校では「平和的实践力」の育成が目指されていたが、その内実もやはり「平和に関する資質」の育成であった。

クィア・ムスリムについて

立命館大学大学院先端総合学術研究科

長島 史織

キーワード：イスラーム、宗教、セクシュアリティ、クィア、LGBT、クィア・ムスリム

はじめに

セクシュアル・マイノリティは、メディアで **LGBTQ** として取り上げられ、近年注目されつつある。さまざまな信仰とそれとの関係については、クィア神学としてキリスト教をめぐる問題の研究はあるものの、そのキリスト教も含め多くの信仰間でタブー視され、未だ十分な議論もなされていない状況である。本報告は、セクシュアル・マイノリティとムスリム社会で生じる諸問題を検討し、セクシュアル・マイノリティでありながらイスラーム信仰を持つことの新たな信仰における無矛盾性の可能性を検討していく。

1. クィア・スタディーズと宗教

クィア・スタディーズと宗教に関する研究は、主にクィアとの交差性において 1990 年代から展開され、近年徐々に研究の厚みを増している。人種的文化的な視点からクィア・ムスリムやクィア神学などの理論構築が試みられている。イスラームにおいて、信仰とクィアだけでなく、西洋文化批判とも連繋した展開となっている。ここではイスラーム信仰がもつ規範性から、ムスリムの周縁としてのクィアの位置づけについて、クィア理論の異性愛規範批判を踏まえつつ考察していく。

2. 異性愛規範と西洋中心主義

イスラームにおいては同性愛嫌悪が永久的に存在している、と思われているが、各国状況や宗派により、カミングアウトしなければ黙認されていたり、トランスジェンダーについては性別適合手術を受けて性別移行すればよいとされていたりする事例もある。とはいえ、依然抑圧的状况が存在していることは確かであるが、同性愛やクィアを西洋文化からしか理解できない、といった西洋中心主義に対する批判である場合も多い。他方、西洋諸国では、イスラーム嫌悪により **LGBTQ** を人権意識の踏み絵にすることがあり、その反動でイスラーム社会にバック・ラッシュが起こるという状況も考慮されなければならないだろう。イスラエルのピンク・ウォッシングについて言えば、それが **LGBTQ** に対する人権意識の高さをアピールしつつ、イスラーム社会への偏見を利用し助長するといった機能も見落としてはならない。

セクシュアリティの観点から、異性愛規範に対する批判として、「異性愛を唯一の合法的な愛の形態として、それを異性愛中心的な考え方」（竹村 2002: 309）とする場合もある。クィア・ムスリムは、この二つに対して批判を同時に展開し、クルーアンを性の多様性において再解釈することを試みている。

3. クィア・ムスリム

イスラーム社会は、国家ではなく、宗教が性を管理しているため、セクシュアリティと信仰の再構築はクィア・ムスリムにとって第一義的な重要性を有している。同性愛に関してイスラームが禁止するものは多くは男性に関してであり、クルーアンで男性同性愛を批判する箇所は存在するが、女性同性愛を批判する箇所はなく、男女の非対称性の問題も浮上する (Siraj 2015: 187)。このように、セクシュアル・マイノリティと言っても、セクシュアリティにより状況は異なり、レズビアン、トランスジェンダー、アセクシュアルが不可視化されやすい。特に、トランスジェンダーは、宗派や国によって解釈が異なるため、みな同じ状況であるわけではない。シャリーアでは、性は自然において必要なものと考えられているため (Siraj 2015: 187)、アセクシュアルは社会や宗教が持つ性愛規範によって他のセクシュアリティに比べ不可視化されやすい (Przybylo 2016)。

4. クィア・ムスリムを扱うことの課題

一言でクィア・ムスリムと言っても、法学派やセクシュアリティ、ジェンダー、社会諸制度などにより、全く異なる状況であり、同じクィア・ムスリムでもそれぞれ異なった多様な経験をしている。今後は、国別、セクシュアリティ別、ジェンダー別などカテゴリーのそれぞれの状況を分節化していく必要がある。

「グローバルなクィア」ではなく、「ドメスティックなクィア」であるためには、常に問い続け、アイデンティティを固定化させないよう「アイデンティティの過剰さと対峙」(竹村 2002: 258) していく「アイデンティティの中断」(竹村 2002: 260) が必要なのではないか。

参考文献

- Altman, Denis, 2001, "Global Sex", Chicago: The University of Chicago Press. (=2005, 河口和也・風間孝・岡島克樹訳『グローバル・セックス』岩波書店.)
- Butler, J., 1990, "*Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*", New York: Routledge. (=1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル—フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.)
- Merabet, Sofian, 2006, "Creating Queer Space in Beirut. Zones of Encounter within the Lebanese Male Homosexual Sphere", *Sexuality in the Arab world*, London: Saqi, 199-260.
- Przybylo, Ela, 2016, "Introducing Asexuality, Unthinking Sex", Seidman Steven, Nancy L. Fischer and Chet Meeks eds., *Introducing the New Sexuality Studies: Third edition*, London: Routledge, 181-191.
- Rahman, Momin, 2010, "Queer as Intersectionality: Theorizing Gay Muslim Identities", *Sociology*, 44(5):944-961
- Siraj, Asifa, 2015, "British Muslim lesbians: reclaiming Islam and reconfiguring religious identity", *Cont Islam*, 10: 185-200.
- 竹村和子, 2002, 『愛について—アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店.

台湾における性的マイノリティ運動——その宗教的諸関係をめぐって

立命館大学 先端総合学術研究科

欧陽 珊珊

キーワード：台湾の性的マイノリティ運動、同性愛、宗教団体、障害のある性的少数者、交差性

はじめに

2019年5月17日、台湾の立法院は同性同士の結婚の権利を保障する「司法院积字第748号解释施行法」を可決した。これにより台湾はアジアで初めて実現した同性婚の合法化である。しかし、この「歴史的な一歩」の達成までには、台湾の性的マイノリティ運動（いわゆるLGBTの権利獲得運動）は、長い闘いを続けていた。一方、最近の世論調査によれば、台湾人口の過半数は同性婚に反対しているという現状がある。反対派の中でも、とりわけ保守的な宗教団体は強く批判の声を上げ、同性愛反対運動を続けている。本報告では、台湾における同性愛者と宗教団体との関係はどのようになっているのか、またその関係が、台湾における性的マイノリティ運動にどんな影響を与えているのかについて考察していく。

1. 台湾における性的マイノリティ運動

台湾の性的マイノリティ運動における全体的な歴史の流れの概略を把握しておこう。1990年代に、レスビアン団体、ゲイ団体、同性愛者支援団体が次々と誕生し、「同性愛者」の代わりに「同志」という言葉が使われるようになるなど、性的マイノリティ運動が台北を中心に展開していた。30年間続いていた運動は、台湾社会に広く影響を及ぼしている。アイデンティティ、性教育、差別撤廃など多様な課題が議論されてきた。「ジェンダー平等教育法」（2004）、「性別就業平等法」（2008）の成立、同性婚の合法化（2019）などの達成は、アジアにおける性的マイノリティの法制度化（鈴木 2017）という点で、台湾の先進性を示した。しかし、「LGBTフレンドリー」社会（福永 2017）の実現は、伝統的価値観への挑戦を伴い、伝統的価値観を変更せざるをえない。危機感を強く感じた保守派が、性的マイノリティ運動と対立することも明らかになった。その中で宗教右派の反対運動が組織化され、激しさを増してきている（蔡 2010）。

2. 性的マイノリティと宗教団体の闘い

では、この対立はどうなっているのか。この部分について、個人対個人、個人対集団、集団対集団という三つの視点から考察する。まず、強調しておきたいのはさまざまな性的マイノリティのなかでも、宗教とのかかわりで主な論争の対象になっているのが同性愛である。個人対個人の対立には家庭関係、学校でのいじめの問題が含まれる。個人対集団の対立には個人に対する宗教組織の差別や排除が含まれる。集団対集団の対立には、2013年から始め現在まで続いている「台湾伴侶權益推動連盟」と「台湾宗教団体愛護家庭大連盟」の対立が含まれる。そこでは、同性同士間の婚姻権利やパートナーシップ制度の賛否をめぐ

って戦われている。

3. 包容はいかに可能なのか — 「同志宗教団体」の登場

たくさんある前述したような保守的宗教団体とは別に、同性愛支援派である宗教団体も存在する。数は少ないが、台湾の性的マイノリティ運動が始まった頃にすでに登場していた。この3節では、「同光同志長老教会」、「臺灣基督長老教會」における同性愛者研究グループ、「同志佛教団体—童梵精舍」などの宗教団体の展開を記述し、性的マイノリティ運動の中で、それらがどう位置しているのかについて考察する。こうした宗教諸団体は性的マイノリティに対して承認と寛容を示すだけでなく、より包括的な宗教理念を社会に伝えようとしている。

4. 性的マイノリティ、宗教、障害の交差性—障害のある性的少数者の語りから

最後に、報告者は、台湾で障害のある性的少数者に関する調査の一部を取り上げ、身体障害を抱える同性愛者 A さんの語りに注目する。A さんの仏教信仰と同性愛であるアイデンティティとの関係、キリスト教信仰を持つパートナーの家族との争い、また A さんが参加した当事者団体と反同性愛キリスト教団体との対立について分析する。特に強調したいのは、A さんのケースにおいて、従来の台湾における性的マイノリティと宗教に関わる諸研究では検討されていない、より複雑な状況が浮かび上がるという事である。そこでは、同性愛者を取り巻く宗教問題、「異性愛と同性愛」の二項対立問題、そして障害の問題との「交差性」が見えてくる。

おわりに

台湾における同性愛者と宗教団体の関係は、性的マイノリティ運動に大きな影響を与えている。その関係は一言で言い切れず、その事情も一枚岩ではない。報告者が調査する「交差性」を持つ当事者とその運動実践との諸関係は、性的マイノリティ運動の多様性を考える上で極めて重要である。これからの多元社会の発展において、今後「性的マイノリティと宗教」を議論するとき、障害者、原住民、移民、ジェンダーなど多様な軸との交差するところにより注目していきたい所以である。

参考文献

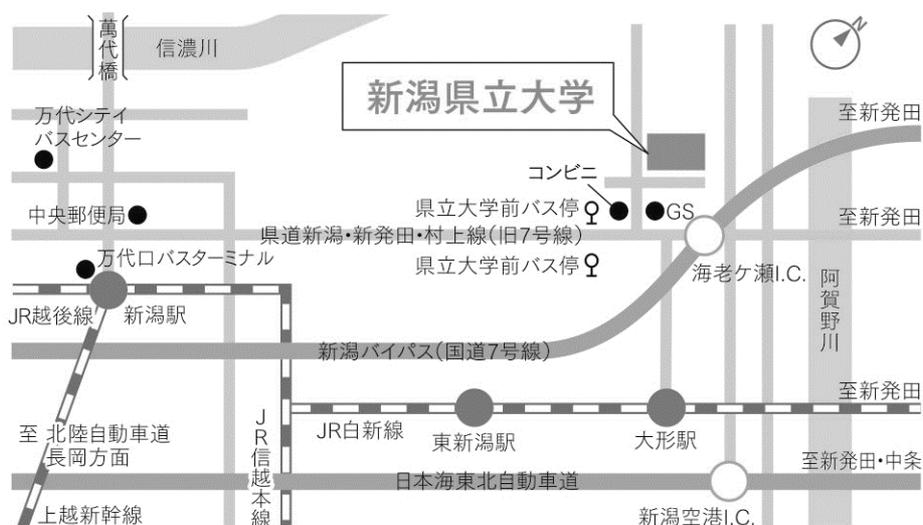
- 蔡彦仁, 2010, 「台湾宗教研究的範疇建議與前景發展」『人文與社會科學簡訊』14(2): 12-19.
- 福永玄弥, 2017, 「『LGBT フレンドリーな台湾』の誕生」瀬地山角編『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア』勁草書房, 187-225.
- 郭承天, 2015, 「臺灣同性戀家庭權立法政治心理學分析」『臺灣宗教研究』14(2): 3-39.
- 鈴木賢, 2017, 「台湾における性的マイノリティ『制度化』の進展と展望」『比較法研究』78: 231-246.
- 同光同志長老教會, 2016, 『聽你剪裁星空—傷痕與美好都構成了人生, 同光教會 20 年』台北: 基本書坊.

新潟県立大学までのアクセス

《新潟県立大学の所在地》

〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

《近郊マップ》



《アクセス》

J R 新潟駅から新潟県立大学まで交通機関をご利用の場合

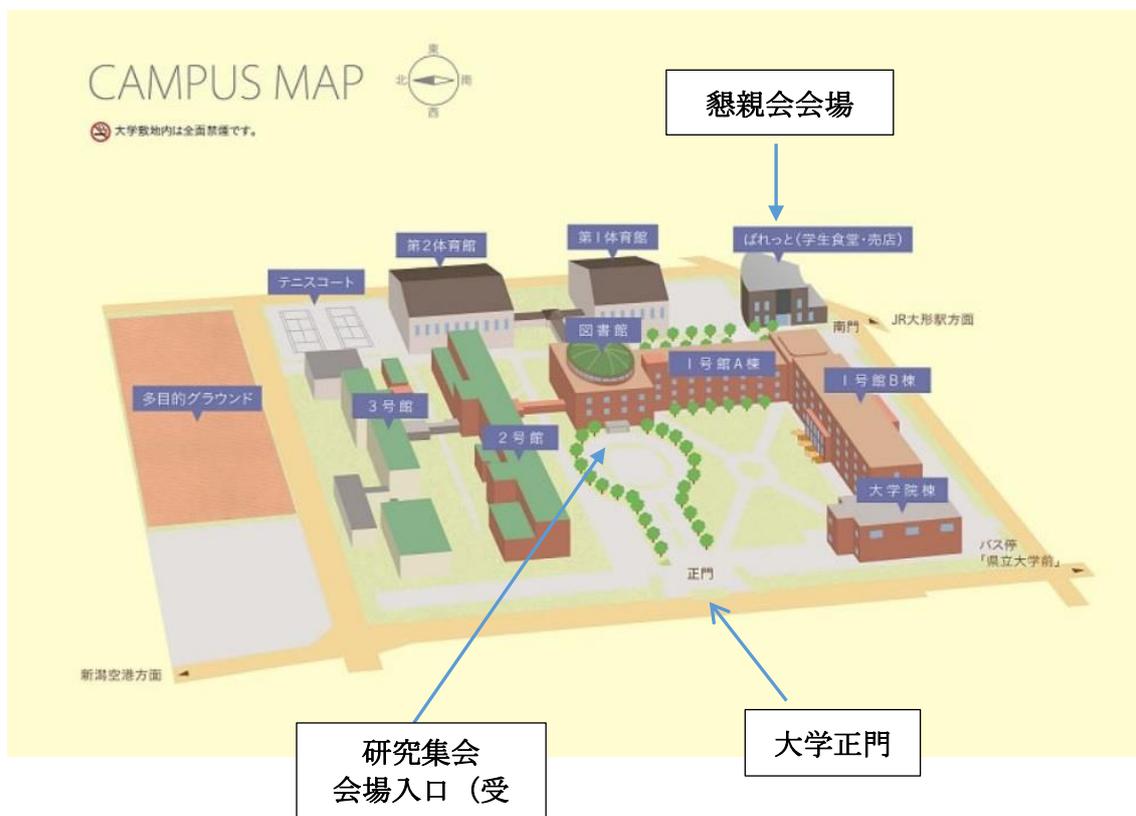
- 新潟駅・万代口のバスターミナル 11 番のりばから「大形線」に乗車
(所要時間約 25 分／片道 330 円)、「県立大学前」下車、徒歩 3 分
* 「津島屋」行きに乗車の場合は「大形本町」下車、徒歩 8 分
- J R 白新線「大形駅」下車 (所要時間約 10 分／片道 200 円)、徒歩約 15 分
- タクシーで約 20 分

新潟空港をご利用の場合

- 新潟県立大学までタクシーで約 10 分
- J R 新潟駅までタクシーで約 25 分
- J R 新潟駅までリムジンバスで約 25 分 (約 20~30 分間隔、片道 410 円)
- J R 新潟駅まで路線バスで約 35 分 (概ね 1 時間に 1 便、片道 410 円)

以上

新潟県立大学マップ



開催校担当理事 黒田 俊郎

〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

新潟県立大学国際地域学部

電話：025-270-1300 (大学) Email：kuroda@unii.ac.jp

日本平和学会第23期事務局 清水 奈名子

〒321-8505 宇都宮市峰町 350

宇都宮大学大学院 国際学部 清水奈名子研究室 Email：office@psaj.org